

昭和五十六年法律第五十九号

銀行法

銀行法（昭和二年法律第二十一号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 業務（第十条―第十六条）

第二章の二 子会社等（第十六条の二―第十六条の四）

第三章 經理（第十七条―第二十三条）

第四章 監督（第二十四条―第二十九条）

第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け（第三十条―第三十六条）

第六章 廃業及び解散（第三十七条―第四十六条）

第七章 外国銀行支店（第四十七条―第五十二条）

第七章の二 外国銀行代理業務に関する特例（第五十二条の二―第五十二条の二の七）

第七章の三 株主

第一節 通則（第五十二条の二の十一―第五十二条の八）

第二節 銀行主要株主に係る特例

第一款 通則（第五十二条の九・第五十二条の十）

第二款 監督（第五十二条の十一―第五十二条の十五）

第三款 雑則（第五十二条の十六）

第三節 銀行持株会社に係る特例

第一款 通則（第五十二条の十七―第五十二条の二十）

第二款 業務及び子会社等（第五十二条の二十一―第五十二条の二十五）

第三款 經理（第五十二条の二十六―第五十二条の三十）

第四款 監督（第五十二条の三十一―第五十二条の三十四の二）

第五款 雑則（第五十二条の三十五）

第七章の四 銀行代理業

第一節 通則（第五十二条の三十六―第五十二条の四十一）

第二節 業務（第五十二条の四十二―第五十二条の四十八）

第三節 經理（第五十二条の四十九―第五十二条の五十一）

第四節 監督（第五十二条の五十二―第五十二条の五十七）

第五節 所屬銀行等（第五十二条の五十八―第五十二条の六十）

第六節 雑則（第五十二条の六十の二）

第七章の五 電子決済等取扱業

第一節 通則（第五十二条の六十の三―第五十二条の六十の十）

第二節 業務（第五十二条の六十の十一―第五十二条の六十の十七）

第三節 監督（第五十二条の六十の十八―第五十二条の六十の二十四）

第四節 認定電子決済等取扱事業者協会（第五十二条の六十の二十五―第五十二条の六十の三十五）

第五節 雑則（第五十二条の六十の三十六―第五十二条の六十一）

第七章の六 電子決済等代行業

第一節 通則（第五十二条の六十一の二―第五十二条の六十一の七）

第二節 業務（第五十二条の六十一の八―第五十二条の六十一の十一）

第三節 監督（第五十二条の六十一の十二―第五十二条の六十一の十八）

第四節 認定電子決済等代行業者協会（第五十二条の六十一の十九―第五十二条の六十一の二十九）

第五節 雑則（第五十二条の六十一の三十）

第七章の七 指定紛争解決機関

第一節 通則（第五十二条の六十二―第五十二条の六十四）

第二節 業務（第五十二条の六十五―第五十二条の七十七）

第三節 監督（第五十二条の七十八―第五十二条の八十四）

第八章 雑則（第五十三条―第六十条）

第九章 罰則（第六十一条―第六十七条）

第十章 没収に関する手続等の特例（第六十八条―第七十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 この法律の運用に当たつては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け

二 又は手形の割引とを併せ行うこと。

三 為替取引を行うこと。

3 この法律において「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう。

4 この法律において「定期積金等」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時に一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れる掛金をいう。

5 この法律において「預金者等」とは、預金者及び定期積金の積金者（前項に規定する掛金の掛金者を含む。）をいう。

6 この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができることのできる議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）をいう。

7 この法律において「株式等」とは、株式又は持分をいう。

8 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

9 この法律において「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあつては、百分の十五）をいう。

10 この法律において「銀行主要株主」とは、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。）であつて、第五十二条の九第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

11 第八項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式等に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項の規定により発行者に対抗することができることのできる株式に係る議決権を含むものとする。

12 この法律において「持株会社」とは、子会社（国内の会社に限る。）の株式等の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。）から内閣府令で定める資産の額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

13 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15 この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二条の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。

16 この法律において「所属銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

17 この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をい、

一 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わつて当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取つた資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行う前号に掲げる行為に關して、同号の銀行（以下「委託銀行」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

18 この法律において「電子決済等取扱業者」とは、第五十二条の六十の三の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。

19 この法律に相當する外国の法令の命令の規定により当該外国において第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相當する業務を営む者をいう。

20 この法律において「認定電子決済等取扱事業者協会」とは、第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

21 この法律において「電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者

による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一 銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと（当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。

二 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

22 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

23 この法律において「認定電子決済等代行業者協会」とは、第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

24 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者をいう。

25 この法律において「銀行業務」とは、銀行が第十条及び第十一条の規定により営む業務並びに担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務並びに当該銀行のために銀行代理業を営む者が営む銀行代理業をいう。

26 この法律において「電子決済等取扱業務」とは、電子決済等取扱業者が営む第十七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。

27 この法律において「銀行業務等」とは、銀行業務又は電子決済等取扱業務をいう。

28 この法律において「苦情処理手続」とは、銀行業務等関連苦情（銀行業務等に関する苦情をいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十二において同じ。）を処理する手続をいう。

29 この法律において「紛争解決手続」とは、銀行業務等関連紛争（銀行業務等に関する紛争で当事者が和解をすることができものをいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十三から第五十二条の七十五までにおいて同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

30 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

31 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業務の種別をいう。

32 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関と銀行業関係業者（銀行又は電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）との間で締結される契約をいう。

第三条 預金又は定期積金等の受入れ（前条第二項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を行う営業は、銀行業とみなして、この法律を適用する。

第三条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の銀行の議決権の保有者とみなして、第七章の三第一節及び第二節、第八章並びに第九章の規定を適用する。

一 法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）当該法人でない団体の名義をもつて保有される銀行の議決権の数

二 内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社（次号において「連結基準対象会社」という。）であつて、その連結する会社その他の法人（前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。）のうち銀行を含むものうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社 当該会社の当該銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

三 連結基準対象会社以外の会社等（銀行の議決権の保有者である会社等に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く。）が会社等集団（当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有していることその他の当該会社

等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。）に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する一の銀行の議決権の数を合算した数（以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。）が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等が不在の会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四 特定会社等集団に属する会社等のうち前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

五 銀行の議決権の保有者である会社等（第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。）に係る議決権の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等がそれぞれ保有する一の銀行の議決権の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該銀行の議決権の保有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が保有する当該銀行の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」という。）が当該銀行の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者 当該個人に係る合算議決権数

六 銀行の議決権の保有者（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その保有する当該銀行の議決権の数（当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）とその共同保有者（銀行の議決権の保有者が、当該銀行の議決権の他の保有者（前各号に掲げる者を含む。）と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該銀行の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者（当該議決権の保有者が第二号に掲げる

等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。）に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する一の銀行の議決権の数を合算した数（以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。）が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等が不在の会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四 特定会社等集団に属する会社等のうち前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

五 銀行の議決権の保有者である会社等（第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。）に係る議決権の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等がそれぞれ保有する一の銀行の議決権の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該銀行の議決権の保有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が保有する当該銀行の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」という。）が当該銀行の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者 当該個人に係る合算議決権数

六 銀行の議決権の保有者（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その保有する当該銀行の議決権の数（当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）とその共同保有者（銀行の議決権の保有者が、当該銀行の議決権の他の保有者（前各号に掲げる者を含む。）と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該銀行の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者（当該議決権の保有者が第二号に掲げる

等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。）に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する一の銀行の議決権の数を合算した数（以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。）が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等が不在の会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四 特定会社等集団に属する会社等のうち前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

五 銀行の議決権の保有者である会社等（第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。）に係る議決権の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等がそれぞれ保有する一の銀行の議決権の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該銀行の議決権の保有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が保有する当該銀行の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」という。）が当該銀行の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者 当該個人に係る合算議決権数

六 銀行の議決権の保有者（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その保有する当該銀行の議決権の数（当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）とその共同保有者（銀行の議決権の保有者が、当該銀行の議決権の他の保有者（前各号に掲げる者を含む。）と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該銀行の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者（当該議決権の保有者が第二号に掲げる

等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。）に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する一の銀行の議決権の数を合算した数（以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。）が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等が不在の会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該議決権の保有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該議決権の保有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等を除き、当該議決権の保有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。）をいう。の保有する当該銀行の議決権の数（当該共同保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（以下この号において「共同保有議決権数」という。）が当該銀行の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者 共同保有議決権数

七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

二 第二条第十一項の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

（営業の免許）
第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

二 内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められる知識及び経験の有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法

に保有しているときは、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる基準のほか、当該外国銀行等の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、この法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われると認められるかどうかの審査をしなければならない。ただし、当該審査が国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができ

第三項の「銀行等」とは、銀行、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）その他内閣府令で定める金融機関をいう。

（銀行の機関）
第四条の二 銀行は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会
 二 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第十二条第十二号（定義）に規定する指名委員会等をいう。第五十二条の十八第二項第二号において同じ。）
 三 会計監査人
 （資本金の額）
第五条 銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

二 前項の政令で定める額は、十億円を下回つてはならない。

三 銀行は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（商号）
第六条 銀行は、その商号中に銀行という文字を使用しなければならない。

二 銀行でない者は、その名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない。

三 銀行は、その商号を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（取締役等の適格性等）
第七条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一 銀行の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役及び執行役） 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二 銀行の監査役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員） 銀行の取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

三 銀行の監査委員 銀行の執行役及び取締役（会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

次に掲げる者は、銀行の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱われている者

三 銀行の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）の規定は、銀行法、この法律」とする。

四 会社法第三百三十一条第二項ただし書（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（取締役の任期）（同法第三百三十四条第一項（会計参与の任期）において準用する場合を含む。）、第三百三十六條第二項（監査役の任期）及び第四百二条第五項ただし書（執行役の選任等）の規定は、銀行に

（役員等の第三者に対する損害賠償責任の規定の適用）
第七条の三 銀行の取締役及び執行役に対する会社法第四百二十九条第二項第一号二（役員等の第三者に対する損害賠償責任）の規定の適用については、同号二中「を含む」とあるのは、「並びに銀行法第十六条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置、同法第三十八条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに同法第五十二条の二の九第二項の規定による揭示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む」とする。

（営業所の設置等）
第八条 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更（本店の位置の変更を含む。）の種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 銀行は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

三 銀行は、第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするときは、又は当該契約を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

四 前項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者その他の内閣府令で定める者との間で同項の契約を締結しようとするときは、又は当該契約を終了しようとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（名義貸しの禁止）
第九条 銀行は、自己の名義をもつて、他人に銀行業を営ませてはならない。

第二章 業務
第十条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一 預金又は定期積金等の受入れ

二 資金の貸付け又は手形の割引

三 為替取引
二 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け
二 有価証券(第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)

三 有価証券の貸付け
四 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
五 金銭債権(譲渡性預金証券その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

五の二 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款(指図証券)に規定する指図証券、同節第二款(記名式所持人払証券)に規定する記名式所持人払証券、同節第三款(その他の記名証券)に規定するその他の記名証券及び同節第四款(無記名証券)に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第一百二号)第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。)又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。)その他特定社債に準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

六 有価証券の私募の取扱い
七 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
八 銀行その他金融業を行う者(外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)を除く。)の業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介(内閣府令で定めるものに限る。)

八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。)

九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
十一 振替業
十二 両替
十三 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)であつて内閣府令で定めるもの(第五号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四 金利、通貨の価格、商品の価格、国際協力排出削減量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第八項(定義)に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。)の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの(第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十五 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十三号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。)

十六 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券が第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十七 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
十八 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務
イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)(中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。
ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するとして見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。
ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十九 前号に掲げる業務の代理又は媒介
二十 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することを当該銀行の保有する情報に第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの
二十一 当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

二十二 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

二十三 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

二十四 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

二十五 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

四 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項(短期債の発行)に規定する短期債
五 保険業法(平成七年法律第五号)第六十六条の十第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債
六 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債
七 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債の発行)に規定する短期農林債、株式等の振替に関する法律により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

八 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
九 第二項第二号又は第十二号の「有価証券関連デリバティブ取引」又は「書面取次ぎ行為」とは、それぞれ金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号(通則)に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に規定する書面取次ぎ行為をいう。
十 第二項第四号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
十一 第二項第五号に掲げる業務には同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。
十二 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、次に掲げるものをいう。

十三 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

十四 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

十五 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

十六 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

十七 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

十八 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

十九 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

二十 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

二十一 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

二十二 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

二十三 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

二十四 前項第二号の三及び第六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
二 削除
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百九十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

8 第二項第六号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

9 第二項第十号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。

10 第二項第十二号若しくは第十三号の「デリバティブ取引」又は第十六号若しくは第十七号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引又は同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

11 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）

三 信託法（平成十八年法律第八十八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

四 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

12 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保付社債信託法その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができず（預金者等に対する情報の提供等）

12 銀行は、預金又は定期積金等（以下この項において「預金等」という。）の受入れ（第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項及び第十三条の四並びに他の法律に定めるところのほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

3 前項の規定（銀行がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。）は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 銀行持株会社グループ（銀行持株会社及びその子会社の集団をいう。以下この項、第五十二條の二十一及び第五十二條の二十一の二第一項において同じ。）に属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）が当該銀行持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社と共通する業務を委託する場合（当該銀行持株会社グループに属する銀行持株会社（当該銀行持株会社グループの経営管理（第五十二條の二十一第四項に規定する経営管理をいう。）を行うものに限る。次号において同じ。）が、内閣府令で定めるところにより、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合に限る。）

二 銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）が当該銀行持株会社グループに属する銀行持株会社に当該二以上の会社と共通する業務を委託する場合（指定銀行業務紛争解決機関との契約締結義務等）

12 銀行は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定銀行業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が銀行業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定銀行業務紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

二 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 銀行業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第五十二條の七十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣

府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号（定義）に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。））

2 銀行は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二條の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第五十二條の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定銀行業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第五十二條の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定銀行業務紛争解決機関の第五十二條の六十二第一項の規定による指定が第五十二條の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二條の六十二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

12 銀行は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができず（無限責任社員等となることの禁止）

12 銀行は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることのできない。

13 銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条に

おいて同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六條の四第四項第四号及び第五十二條の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣府令で定める場合を除くときは、この限りでない。

2 銀行が子会社（内閣府令で定める会社を除く。）その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

4 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

5 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行又

府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号（定義）に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。））

2 銀行は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二條の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第五十二條の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定銀行業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第五十二條の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定銀行業務紛争解決機関の第五十二條の六十二第一項の規定による指定が第五十二條の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二條の六十二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

12 銀行は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることのできない。

13 銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条に

おいて同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六條の四第四項第四号及び第五十二條の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣府令で定める場合を除くときは、この限りでない。

2 銀行が子会社（内閣府令で定める会社を除く。）その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

4 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

5 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行又

おいて同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六條の四第四項第四号及び第五十二條の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣府令で定める場合を除くときは、この限りでない。

2 銀行が子会社（内閣府令で定める会社を除く。）その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

4 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

5 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行又

はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(特定関係者との間の取引等)

第十三条の二 銀行は、その特定関係者(当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。))又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をすることをしない。ただし、当該取引若しくは行為をすることににつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたとき、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。))の子会社(当該銀行以外の銀行に限る。))との間で当該取引若しくは行為を行う場合において、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものとして内閣府令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

(銀行の業務に係る禁止行為)

第十三条の三 銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為(第十三条の四に規定する特定預金等

契約の締結の業務に関しては、第四号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第十三条の三の二 銀行は、当該銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う業務(銀行業、銀行代理業者その他の内閣府令で定める業務に限る。))に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、銀行の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)、保険会社(保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社をいう。以下同じ。))その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、銀行が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

(金融商品取引法の準用)

第十三条の四 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特

定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等)、第三十七条第一項第二号(広告等の規制)、第三十七条の三(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の情報の提供等)、第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)、第三十七条の七(指定紛争解決機関との契約締結義務等)、第三十八号第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八号の二(禁止行為)、第三十九号第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項(損失補填等の禁止)並びに第四十条の二から第四十条の七まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等)を除く。)(通則)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は、銀行が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等)として内閣府令で定めるものをいう。))の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。))の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。))中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金

融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。))の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項(次項において「参考事項等」という。))と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。))及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該第三十九号第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。))又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))」

とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項第一号、

融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。))の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項(次項において「参考事項等」という。))と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。))及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該第三十九号第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。))又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))」

融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。))の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項(次項において「参考事項等」という。))と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。))及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該第三十九号第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。))又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))」

とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項第一号、

融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。))の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項(次項において「参考事項等」という。))と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。))及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該第三十九号第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。))又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))」

融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。))の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項(次項において「参考事項等」という。))と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。))及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該第三十九号第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。))又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))」

第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三号を除く。)、第三十七号の四及び第三十七号の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(取締役等に対する信用の供与)

第十四条 銀行の取締役又は執行役が当該銀行から受ける信用の供与については、その条件が、当該銀行の信用の供与の通常の条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであつてはならない。

2 銀行の取締役又は執行役が当該銀行から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条第一項(競業及び取締役会設置会社との取引等の制限)の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項(競業及び利益相反取引の制限)の規定及び同法第四百九条第二項(執行役の監査委員に対する報告義務等)において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項(取締役会の決議)の規定の適用については、同項中「その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)」とあるのは、「その三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)に当たる多数」とする。

(経営の健全性の確保)

第十四条の二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

- 一 銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準
二 銀行及びその子会社その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある会社(以下この号、第三章及び第四章において「子会社等」という。)の保有する資産等に照らし当該銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準
(休日及び営業時間)

第十五条 銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 銀行の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。

(臨時休業等)

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその

営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2 前項の場合において、第五十七条の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている銀行は、同項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合は、同項の規定による公告及び前項の規定による閲覧に供する措置は、することを要しない。

4 第一項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合は、同項の規定による店頭に掲示は、することを要しない。

第二章の二 子会社等

(銀行の子会社の範囲等)

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

二 長期信用銀行

二の二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第五十二条の二十三第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。)

三 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業(金融商品取引法第二十八条第八項(通則))

に規定する有価証券関連業をいう。以下同(じ。))のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第十一号ロ並びに第五十二条の二十三第一項第二号及び第十号ロにおいて「証券専門会社」という。)

四 金融商品取引法第二条第十二項(定義)に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。))のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第十一号ロ並びに第五十二条の二十三第一項第三号及び第十号ロにおいて「証券仲介専門会社」という。)

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

四の二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百十一号)第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。))のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

五 保険会社
五の二 保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者(第十一号ロ並びに第五十二条の二十三第一項第四号の二及び第十号ロにおいて「少額短期保険業者」という。)

六 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十一号ロにおいて「兼営法」という。))

七 銀行業を営む外国の会社
八 有価証券関連業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

九 保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。))を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十 信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。))を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該銀行、その子会社(第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。))その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該銀行が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該銀行が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該銀行が信託兼営銀行(兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下このロ及び第五十二条の二十三第一項第十号ロにおいて同じ。))、信託専門会社及び信託業を営む外

国の会社のいづれをも子会社としていない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

十二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号及び第十四号並びに第十六条の四第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を保有していないものに限る。）

十三 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第十六条の四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該銀行又はその特定子会社以外の会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

十四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該銀行又はその特定子会社以外の会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

十五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

十六 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

十七 子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含む、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 従属業務 銀行又は前項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二 金融関連業務 銀行業、有価証券関連業務、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の国内の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた会社が当該事由（当該銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 銀行は、第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社（従属業務（第二項第一号に規定する従属業務をいう。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第十六条の四第四項第一号、第五十三条第一項第三号及び第六十五条第六号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするとき（第一項第十五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社（第一項第十五号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 銀行は、次の各号のいづれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。
一 当該銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としていた子会社対象外国会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社（同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限り、持株会社（子会社対象会社を子会社としていた会社に限る。第十六条の四第一項において「特例持株会社」という。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としていたもの）に限り、持株会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社（金融関連業務（第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項及び第五十二条の二十三において同じ。）のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合（前号に掲げる場合を除く。）

7 第四項の規定は、銀行が、外国特定金融関連業務会社（当該銀行が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としていたものを除く。）を子会社としようとするとき（第一項第十五号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

8 銀行は、第六項各号のいづれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

9 内閣総理大臣は、次の各号のいづれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。
一 銀行が現に子会社としていた子会社対象外国会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社に限る。次号において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社の競争力（外国特定金融関連業務会社のあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。）の確保その他の事情に照らして、当該銀行が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 銀行が現に子会社としていた子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

10 内閣総理大臣は、銀行につき次の各号のいづれかに該当する場合には、当該銀行の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。
一 当該銀行が、現に子会社としていた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としていた子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該銀行が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該銀行が現に子会社としていた

11 銀行は、現に子会社としてゐる子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。）をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができ

12 第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行又はその子会社による第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社（当該銀行の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としてゐる外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることに

13 第四項の規定は、銀行が、現に子会社としてゐる第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる子会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としてゐる同項第十五号に掲げる会社（その業務により当該銀行又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

14 銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る

子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社としてゐる第一項第十一号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としてゐる外国の会社（子会社対象会社に限る。）を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合（第六項第二号に掲げる場合、第十一号及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。）

16 銀行は、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを

17 第九項の規定は、前項の承認について準用する。

18 銀行は、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）をその子会社としようとするとき、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを

（銀行等による議決権の取得等の制限）

第十六条の四 銀行又はその子会社は、国内の会社（第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる会社（同項第十三号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）、特別持株会社（当該銀行が子会社としてゐるものに限る。）並びに特例対象会社を除く。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条及び第六十五条第六号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、銀行又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該銀行があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定す

る認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）をしてはならない。

一 第十六条の二第四項の認可を受けて当該銀行が子会社対象銀行等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その子会社とした日

二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五項（認可）の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき、その設立された日

三 当該銀行が第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五項（認可）を受けて合併をしたとき（当該銀行が存続する場合に限る。）その合併をした日

四 第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になつたとき、その免許を受けた日

五 当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）その吸収分割をした日

六 当該銀行が第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その事業の譲受けをした日

内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 銀行又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該銀行が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前各項の場合において、第十六条の二第一項第十二号に掲げる会社、特別事業再生会社又は同項第十四号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなす。

8 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（第十六条の二第一項第十四号に掲げる会社に該当しないものであ

る認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）をしてはならない。

一 第十六条の二第四項の認可を受けて当該銀行が子会社対象銀行等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その子会社とした日

二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五項（認可）の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき、その設立された日

三 当該銀行が第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五項（認可）を受けて合併をしたとき（当該銀行が存続する場合に限る。）その合併をした日

四 第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になつたとき、その免許を受けた日

五 当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）その吸収分割をした日

六 当該銀行が第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その事業の譲受けをした日

内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

つて、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有してはならないものに限る。）及び同条第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社（当該銀行の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

9 第二十条第一項の規定は、前各項の場合において銀行又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第三章 経理

（事業年度）

第十七条 銀行の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（資本準備金及び利益準備金の額）

第十八条 銀行は、剰余金の配当をする場合には、会社法第四百四十五条第四項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

（業務報告書等）

第十九条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日まで）の期間をいう。以下同じ。）に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

（貸借対照表等の公告等）

第二十条 銀行は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「連結貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

3 中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定められるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

4 銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

5 前項の規定にかかわらず、その公告方法（会社法第二十三条第三号（定義）に規定する公告方法）をいう。以下同じ。）が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行は、内閣府令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することが足りる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

6 前項に規定する銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内の中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第四項の規定による公告をしたものとみなす。

7 金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない銀行については、前各項の規定は、適用しない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十一条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項及び第四項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定められるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

3 第一項前段又は前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行の営業所において、当該電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定められるものをとることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前項の規定は、第二項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

7 銀行は、前各項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

（事業報告等の記載事項等）

第二十二条 銀行が会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する事業報告及び附属明細書の記載事項又は記録事項は、内閣府令で定める。

（株主等の帳簿閲覧権の否認）

第二十三条 会社法第四百三十三条（会計帳簿の閲覧等の請求）の規定は、銀行の会計帳簿及びこれに関する資料については、適用しない。

第四章 監督

（報告又は資料の提出）

第二十四条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行（当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の子法人等（子会社その他銀行がその経営を支配している法人として内閣府令で定められるものをいう。次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七條第二項において同じ。）又は当該銀行から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第二十五条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に銀行（当該銀行を所屬

銀行とする銀行代理業者を含む。の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に銀行の子法人等若しくは当該銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務の停止等)

第二十六条 内閣総理大臣は、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、内閣府令・財務省令で定める銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならぬ。

(免許の取消し等)

第二十七条 内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づき内閣総理大臣の処分と違反したとき又は公益を害する行為をしたとき

は、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第四条第一項の免許を取り消すことができる。

第二十八条 内閣総理大臣は、前二条の規定により、銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その整理の状況に照らして必要があると認めるときは、第四条第一項の免許を取り消すことができる。

第二十九条 内閣総理大臣は、預金者等の保護その他公益のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、銀行に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ずることができる。

第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け

第三十条 銀行を全部又は一部の当事者とする合併（当該合併後存続する会社又は当該合併により設立される会社が銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律第三条（合併）の規定による合併に該当するものを除く。以下この章において「合併」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 銀行を当事者とする会社分割は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 銀行が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。以下この章において「信用金庫等」という。）から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該信用金庫等を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十六条（事業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

第三十一条 内閣総理大臣は、前条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 前条の規定による合併、会社分割、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（以下この条において「合併等」という。）が、当該合併等の当事者である銀行等（銀行及び長期信用銀行をいう。第五十二条の六十の二を除き、以下同じ。）又は信用金庫等が業務を行つて

いる地域（会社分割により事業の一部を承継させ、若しくは承継する場合又は事業の一部の譲渡若しくは譲受けに係る場合にあつては、当該一部の事業が行われている地域に限る。）における資金の円滑な需給及び利用者

の利便に照らして、適当なものであること。
二 合併等が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないものであること。

三 前条の認可の申請をした銀行又は合併により設立される銀行が、合併等の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

第三十二条 第三十条第一項の認可を受けて合併により設立される銀行業を営む会社は、当該設立の時に、第四十条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

第三十三条 銀行が合併の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する会社法第七百八十九條第二項、第七百九十九條第二項又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

第三十三条の二 銀行が会社分割の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する会社法第七百八十九條第二項、第七百九十九條第二項又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

第三十三条の三 会社分割の場合の債権者の異議の催告

2 会社法第七百五十九條第二項及び第三項（株式会社）に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十一條第二項及び第三項（持分会社）に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十四條第二項及び第三項（株式会社）を設立する新設分割の効力の発生等）並びに第七百六十六條第二項及び第三項（持分会社）を設立する新設分割の効力の発生等の規定は、前項の規定により催告をすることを要しない。

要しないものとされる預金者等その他政令で定める債権者には、適用しない。
（事業の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等）

第三十四条 銀行を当事者とする事業の全部の譲渡又は譲受けについて株主総会の決議（会社法第四百六十八條（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べべき旨を官報に公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第一項の規定にかかわらず、銀行が、同項の規定による公告を、官報のほか、第五十七條の規定による定款の定めに従い、同条各号に掲げる公告方法によりするときは、同項の各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該事業の全部の譲渡又は譲受けについて承認したものとみなす。

5 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該銀行は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該事業の全部の譲渡又は譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十五条 銀行を当事者とする事業の一部の譲渡又は譲受けについて株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の一部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べべき旨を官報に公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

は、各別にこれを催告しなければならない。

いて、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対して、意見を述べることができる。

3 第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第七章 外国銀行支店

第四十七条 外国銀行が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるときにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店（以下この章において「主たる外国銀行支店」という。）を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の規定により外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第四条の二、第五条、第六条、第七条の二第四項、第七条の三、第八条、第十二条の二第三項、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項及び第三項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第二十五条第二項及び第五項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第三十条第一項及び第二項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条（会社分割に係る部分に限る。）、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第二号（会社分割に係る部分に限る。）、及び第三号、第四十三号、第四十四条、第七章の三、第五十三号第一項（第一号、第五号及び第八号を除く。）、第二項、第三項及び第七項、第五十五条第二項及び第三項、第五十六条第五号から第九号まで、第五十七条並びに第六十七号の二第二項の規定を除く。

3 前項の場合において、第十条第二項（第八号の二に係る部分に限る。）及び次章の規定並びにこれらの規定に係る第九章及び第十章の規定の適用については、外国銀行支店に係る外国銀行の主たる営業所及びその外国における支店その他の営業所（以下この項において「外国銀行外国営業所」と総称する。）は、一の外国銀行とみなし、当該外国銀行支店が行う当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所とその顧客の取引の仲介（外国銀行の業務の代理又は媒介に相当するものとして内閣府令で定めるものに限る。）は、当該一の外国銀行の業務の媒介とみなし、当該取引の仲介に係る外国銀行外国営業所は、当該外国銀行支店が当該一の外国銀行の業務の媒介の委託を受ける旨の契約の相手方とみなす。

4 外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許に係る特例、外国銀行支店に対しこの法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国銀行支店に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有）

第四十七条の二 外国銀行支店は、常時、政令で定めるところにより、十億円を下回らない範囲内において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならない。

（従たる外国銀行支店の設置等）

第四十七条の三 外国銀行支店は、従たる外国銀行支店の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第四十七条の四 外国銀行支店の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の事業年度の期間と同一の期間（当該期間が一年であるものであつて、当該期間の開始の日が各月の初日であるものに限る。）とする。ただし、事業年度の開始の日を変更する場合における変更前の最後の事業年度については、変更後の最初の事業年度の開始の日の前日までとする。

第四十八条 内閣総理大臣は、外国銀行支店の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要が

あると認めるときは、外国銀行支店（当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）に対し、外国銀行支店に係る外国銀行（当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（外国銀行支店の届出）

第四十九条 外国銀行支店は、当該外国銀行支店に係る外国銀行が次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 資本金又は出資の額を変更したとき。

二 商号又は本店の所在地を変更したとき。

三 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）をしたとき。

四 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。

五 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。

六 破産手続開始の決定があつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 主たる外国銀行支店又は従たる外国銀行支店の位置の変更をしようとするとき（内閣府令で定める場合を除く。）。

二 従たる外国銀行支店（支店でない営業所を除く。以下この号において同じ。）を主たる外国銀行支店とし、主たる外国銀行支店を従たる外国銀行支店としようとするとき。

三 外国銀行支店の事業年度の変更をしようとするとき。

四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

（外国銀行支店の公告方法）

第四十九条の二 外国銀行支店は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができなない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国銀行支店が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「銀行法第四十七条第二項の規定により外国銀行支店を一の銀行とみなして適用する同法第五十七条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国銀行に対する免許の失効）

第五十条 第四十九条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当して同項の規定による届出（同項第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る事業の全部を承継させることとなる会社分割及び事業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同項第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出した外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

（外国銀行支店の清算）

第五十一条 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

一 第二十七条又は第二十八条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたとき。

二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。

2 前項の規定により外国銀行支店が清算をする場合には、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもつて、清算

二 電子公告（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができなない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国銀行支店が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「銀行法第四十七条第二項の規定により外国銀行支店を一の銀行とみなして適用する同法第五十七条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国銀行に対する免許の失効）

第五十条 第四十九条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当して同項の規定による届出（同項第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る事業の全部を承継させることとなる会社分割及び事業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同項第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出した外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

（外国銀行支店の清算）

第五十一条 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

一 第二十七条又は第二十八条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたとき。

二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。

2 前項の規定により外国銀行支店が清算をする場合には、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもつて、清算

二 電子公告（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができなない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国銀行支店が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「銀行法第四十七条第二項の規定により外国銀行支店を一の銀行とみなして適用する同法第五十七条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国銀行に対する免許の失効）

第五十条 第四十九条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当して同項の規定による届出（同項第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る事業の全部を承継させることとなる会社分割及び事業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同項第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出した外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

（外国銀行支店の清算）

第五十一条 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

一 第二十七条又は第二十八条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたとき。

二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。

2 前項の規定により外国銀行支店が清算をする場合には、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもつて、清算

二 電子公告（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができなない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国銀行支店が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「銀行法第四十七条第二項の規定により外国銀行支店を一の銀行とみなして適用する同法第五十七条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国銀行に対する免許の失効）

第五十条 第四十九条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当して同項の規定による届出（同項第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る事業の全部を承継させることとなる会社分割及び事業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同項第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出した外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

（外国銀行支店の清算）

第五十一条 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

一 第二十七条又は第二十八条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたとき。

二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。

2 前項の規定により外国銀行支店が清算をする場合には、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもつて、清算

二 電子公告（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができなない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国銀行支店が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「銀行法第四十七条第二項の規定により外国銀行支店を一の銀行とみなして適用する同法第五十七条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国銀行に対する免許の失効）

第五十条 第四十九条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当して同項の規定による届出（同項第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る事業の全部を承継させることとなる会社分割及び事業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同項第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出した外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

（外国銀行支店の清算）

第五十一条 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

一 第二十七条又は第二十八条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたとき。

二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。

2 前項の規定により外国銀行支店が清算をする場合には、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもつて、清算

二 電子公告（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができなない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国銀行支店が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「銀行法第四十七条第二項の規定により外国銀行支店を一の銀行とみなして適用する同法第五十七条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国銀行に対する免許の失効）

第五十条 第四十九条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当して同項の規定による届出（同項第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る事業の全部を承継させることとなる会社分割及び事業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同項第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出した外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

（外国銀行支店の清算）

第五十一条 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

一 第二十七条又は第二十八条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたとき。

二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。

2 前項の規定により外国銀行支店が清算をする場合には、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもつて、清算

二 電子公告（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができなない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国銀行支店が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「銀行法第四十七条第二項の規定により外国銀行支店を一の銀行とみなして適用する同法第五十七条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国銀行に対する免許の失効）

第五十条 第四十九条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当して同項の規定による届出（同項第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る事業の全部を承継させることとなる会社分割及び事業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同項第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出した外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

（外国銀行支店の清算）

第五十一条 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

一 第二十七条又は第二十八条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたとき。

二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。

2 前項の規定により外国銀行支店が清算をする場合には、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもつて、清算

人を選任する。当該清算人の解任についても同様とする。

3 会社法第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第二編第九章第一節第二款（清算株式会社の機関、第四百九十二条（財産目録等の作成等）、同節第四款（債務の弁済等）、第五百八条（帳簿資料の保存）、同章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五十四条を除く。）（特別清算）、第七編第三章第一節（総則）及び第三節（特別清算の手續に関する特別）並びに第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の囑託）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国銀行支店の財産についての清算について準用する。

4 第四条第一項の免許を受けた外国銀行については、会社法第八百二十条（日本に住所を有する日本における代表者の退任）の規定は、適用しない。

5 外国銀行支店に対する会社法第八百二十二条第一項（日本にある外国会社の財産についての清算）の規定の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人若しくは内閣総理大臣」とする。

（外国銀行の駐在員事務所設置の届出等）
第五十二条 外国銀行（外国銀行が外国銀行支店を設けている場合は、当該外国銀行支店。以下この条において同じ。）は、次に掲げる業務を行うため、日本において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合（他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行うとする場合を含む。）には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行の業務に関する情報の収集又は提供
二 その他銀行の業務に関連を有する業務
2 内閣総理大臣は、公益上必要があると認めるときは、外国銀行に対し、前項の施設において行う同項各号に掲げる業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国銀行は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七章の二 外国銀行代理業務に関する特別

（外国銀行代理業務に係る認可等）
第五十二条の二 銀行は、第十条第二項第八号の二に掲げる業務（次条第二号から第四号までを除き、以下「外国銀行代理業務」という。）を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（次条第二号から第四号までを除き、以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、銀行は、外国銀行グループ（外国銀行及びその子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める者の集団をいう。）ごとに、認可を受けて当該外国銀行グループに属する外国銀行を所属外国銀行とする外国銀行代理業務を営むことができる。
3 第一項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（外国銀行の免許に関する特例）
第五十二条の二の二 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める業務（第十条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に限る。）については、第四条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。
一 銀行が、前条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の当該外国銀行代理業務に係る業務
二 長期信用銀行が、長期信用銀行法第六条の三第一項若しくは第二項（外国銀行代理業務に係る認可等）の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条第一項に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務
三 信用金庫連合会が、信用金庫法第五十四条の二第二項（外国銀行代理業務に係る認可

等）の規定による届出をして外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条第一項に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務
四 農林中央金庫が、農林中央金庫法第五十九条の四第二項（外国銀行代理業務に係る認可等）の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条第一項に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務
（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例）
第五十二条の二の三 銀行が、第五十二条の二第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第二条第二項（預り金の禁止）に規定する預り金をいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項の規定は、適用しない。
（貸金業法の特例）
第五十二条の二の四 銀行が、第五十二条の二第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業として行う貸付け（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項（定義）に規定する貸付けをいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。
（外国銀行代理銀行についての金融商品取引法の準用）
第五十二条の二の五 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第

三十六條の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七條第一項第二号（広告等の規制）、第三十七條の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七條の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七條の五から第三十七條の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八條第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八條の二（禁止行為）、第三十九條第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十條の二から第四十條の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）及び第四十五條（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、外国銀行代理銀行（第五十二条の二第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる銀行をいう。以下同じ。）が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介については準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは、「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは、「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは、「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定（同法第三十四條（特定投資家への告知義務）の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四條中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引を行う（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うこと」を内容とする契約」とあるのは、「銀行法第十三條の四に規定す

三十六條の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七條第一項第二号（広告等の規制）、第三十七條の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七條の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七條の五から第三十七條の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八條第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八條の二（禁止行為）、第三十九條第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十條の二から第四十條の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）及び第四十五條（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、外国銀行代理銀行（第五十二条の二第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる銀行をいう。以下同じ。）が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介については準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは、「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは、「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは、「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定（同法第三十四條（特定投資家への告知義務）の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四條中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引を行う（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うこと」を内容とする契約」とあるのは、「銀行法第十三條の四に規定す

る特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「の締結の代理又は媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結する」とあるのは「の締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十四条の三第二項第四号イ中「対象契約」とあるのは「による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「外国銀行代理銀行（銀行法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。）の所属外国銀行（同法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追

加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七條の二から第三十七條の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三條の四」とあるのは「第三十七條の三（第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）及び第三十七條の四」と、「締結した」とあるのは「締結の代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとすべし、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十二条の二の六 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所属外国銀行及びその所属外国銀行を子会社とする持株会社で外国の法令に準拠して設立された会社（以下この項において「外国銀行持株会社」という。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したものと（第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限り。）を、当該所属外国銀行のために外国銀行代理業務を営む国内のすべての営業所（無人の営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、外国銀行代理業務を営むすべての営業所において、当該書面の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する書面を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

（外国銀行代理業務の健全化措置）
第五十二条の二の七 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所属外国銀行

の業務又は財産の状況に関する事項の顧客への説明その他の当該外国銀行代理銀行が営む外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（所属外国銀行に関する資料の提出等）
第五十二条の二の八 内閣総理大臣は、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、外国銀行代理銀行に対し、その所属外国銀行（当該所属外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（所属外国銀行に関する届出等）
第五十二条の二の九 外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行（外国銀行代理銀行（外国銀行支店に限る。）が営む外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。）を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 資本金又は出資の額を変更したとき。
- 二 商号又は本店の所在地を変更したとき。
- 三 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）をしたとき。
- 四 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。
- 五 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可 登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。
- 六 破産手続開始の決定があつたとき。
- 七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 外国銀行代理銀行は、前項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行の全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3 前項の場合において、第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七条の規定により公

告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている外国銀行代理銀行は、前項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の期間、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供しなければならない。

（準用）
第五十二条の二の十 第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理銀行について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外国銀行代理業務」と読み替へるものとすべし、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七章の三 株主
第一節 通則
第五十二条の十一 一の銀行の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の銀行持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者（国 地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人（第五十二条の九において「国等」という。）を除く。以下この章及び第九章において「銀行議決権大量保有者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、銀行議決権大量保有者となつた日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ。）以内（保有する議決権の数が増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内）に、次に掲げる事項を記載した届出書（以下この章において「銀行議決権保有届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 議決権保有割合（銀行議決権大量保有者の保有する当該銀行議決権大量保有者がその総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者である銀行又は銀行持株会社の議決権の数、当該銀行又は当該銀行持株会社の総株主の議決権で除して得た割合をいう。以下この章において同じ。）に関する事項、取得資

社及び第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第六十五条において「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する当該銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。）までに銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずと同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者若しくは銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者に対し、当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることができる。

第五十二条の十 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「法人申請者等」という。）による銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者等がその主要株主基準値以上の数の議決

権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社（子会社と照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと）の財産及び収支の状況に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であること、及びその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、銀行の業務の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

ニ 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者による銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、取支の状況を含む。）に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、銀行の業務の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第五十二条の十一 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（銀行主要株主に対する立入検査）

第五十二条の十二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行主要株主の業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は当該銀行主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（銀行主要株主に対する措置命令）

第五十二条の十三 内閣総理大臣は、銀行主要株主が第五十二条の十各号に掲げる基準（当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十四条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあつては、当該条件を含む。）に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。（銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め等）

第五十二条の十四 内閣総理大臣は、銀行主要株主（銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者に限る。以下この条において同じ。）の業務又は財産の状況（銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。）に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があるとき認めるときは、当該銀行主要株主がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な

な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

（銀行主要株主に係る認可の取消し等）

第五十二条の十五 内閣総理大臣は、銀行主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該銀行主要株主の第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である銀行主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 銀行主要株主は、前項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三款 雑則

（外国銀行主要株主に対する法律の適用関係）

第五十二条の十六 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつて外国人又は外国法人であるもの（以下この条において「外国銀行主要株主」という。）に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他外国銀行主要株主に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 銀行持株会社に係る特例

第一款 通則

（銀行持株会社に係る認可等）

第五十二条の十七 次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により銀行を子会社とする持株会社になつた会社（以下「特定持株会社」という。）は、当該事由

があるとき認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行主要株主の業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は当該銀行主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（銀行主要株主に対する措置命令）

第五十二条の十三 内閣総理大臣は、銀行主要株主が第五十二条の十各号に掲げる基準（当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十四条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあつては、当該条件を含む。）に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。（銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め等）

第五十二条の十四 内閣総理大臣は、銀行主要株主（銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者に限る。以下この条において同じ。）の業務又は財産の状況（銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。）に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があるとき認めるときは、当該銀行主要株主がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な

の生じた日の属する事業年度経過後三月以内に、当該会社が銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 特定持株会社は、前項の規定による措置により銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつた会社若しくは銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることが出来る。

第五十二条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この条において「申請者等」という。）及びその子会社（子会社となる会社を含む。次号において同じ。）の収支の見込みが良好であること。
- 二 申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。
- 三 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することが出来る知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

2 銀行持株会社（外国の法令に準拠して設立されたものを除く。）は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

- 一 取締役会
- 二 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等
- 三 会計監査人

（銀行持株会社の取締役の兼職の制限等）
第五十二条の十九 銀行持株会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

3 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。
一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱われている者

4 会社法第三百三十一条第二項ただし書（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（取締役の任期）（同法第三百三十四条第一項（会計参与の任期）において準用する場合を含む。）、第三百三十六條第二項（監査役の任期）及び第四百二条第五項ただし書（執行役の選任等）の規定は、銀行持株会社については、適用しない。

5 銀行持株会社は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。（銀行主要株主に係る規定の準用）
第五十二条の二十 第五十二条の十六の規定は、銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものについて準用する。

第二款 業務及び子会社等
第五十二条の二十一 銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を行わなければならない。

2 銀行持株会社は、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理（当該銀行持株会社及びその子会社に係るものに限る。次条第一項において同じ。）及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

3 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。
4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。
一 銀行持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるもの策定及びその適正な実施の確保
二 銀行持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整
三 銀行持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備
四 前三号に掲げるもののほか、銀行持株会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第五十二条の二十一の二 銀行持株会社（当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を行うものに限る。次項において同じ。）は、前条第二項の規定にかかわらず、当該銀行持株会社の銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）に共通する業務であつて、当該業務を当該銀行持株会社において行うことが当該銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該二以上の会社に代わつて行うことができる。

2 銀行持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行うおとすときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。（顧客の利益の保護のための体制整備）
第五十二条の二十一の三 銀行持株会社は、その子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う業務（銀行業、銀行代理業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するため体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、銀行持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、銀行持株会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行（当該銀行持株会社の子会社である銀行を除く。）、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）
第五十二条の二十二 銀行持株会社又はその子会社等（当該銀行持株会社の子会社（内閣府令で定める会社を除く。）その他の当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。
一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証して信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等
二 信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対

するものとして政令で定める信用の供与等

する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

3 第一項の場合において、銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行持株会社の信用の供与等の額とみなす。

4 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行持株会社又はその子会社等が第一項本文の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行持株会社又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受けるときに對する信用の供与等として、同項本文の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の純合計額及び銀行持株会社に係る信用供与等限度額の計算方法その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)
第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 長期信用銀行
- 一の二 資金移動専門会社
- 二 証券専門会社
- 三 証券仲介専門会社
- 三の二 第十六条の二第一項第四号の二に掲げる会社
- 四 保険会社
- 四の二 少額短期保険業者
- 五 信託専門会社
- 六 銀行業を営む外国の会社
- 七 有価証券関連業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 八 保険業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 九 信託業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 十 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該銀行持株会社、その子会社(銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。))その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

ロ 金融関連業務(当該銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては第十六条の二第二項第三号に規定する証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険外国の少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に規定する保険専門関連業務を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に規定する信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次号及び第十三号並びに第五十二条の二十四第七項及び第八項において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算してその基準議決権数を(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条及び次条において同じ。)を超える議決権を保有していないものに限る。)

十二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社(第五十二条の二十四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。))にあつては、当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条及び次条において同じ。)を超える議決権を保有していないものに限る。)

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条及び次条において同じ。)を超える議決権を保有していないものに限る。)

十四 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行持株会社

の子会社である銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

十五 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

十六 子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含む。、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の国内の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由(当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)(の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 銀行持株会社は、銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社(同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第五十一、二条の二十四第四項第四号、第五十三、三項第四号及び第六十五、四、十七号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条及び次条において同じ。)を超える議決権を(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条及び次条において同じ。))を超える議決権を保有していないものに限る。)

4 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社(第一項第十四号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。))を超える議決権を(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。))を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

5 銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としており、当該銀行持株会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社(同項第十号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。))、持株会社(子会社対象会社を子会社としており、同条第二項に規定する基準議決権数を(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。))又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としており、同条第二項に規定する基準議決権数を(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。))又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。))を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

6 第三項の規定は、銀行持株会社が、外国特定金融関連業務会社(当該銀行持株会社が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務

社が現に子会社としていないものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

7 銀行持株会社は、第五項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第五項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができ、

8 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 銀行持株会社が現に子会社としていない子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社に限る。次号において同じ。)

二 銀行持株会社が現に子会社としていない子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあっては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。)の確保その他の事情に照らして、当該銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

9 内閣総理大臣は、銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銀行持株会社の申請により、一年を限り、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該銀行持株会社が、現に子会社としていない子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としていない子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該銀行持株会社が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該銀行持株会社が現に

子会社としていない子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

10 銀行持株会社は、現に子会社としていない子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができ、

11 第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行持株会社又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社(当該銀行持株会社の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としていない外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

12 第三項の規定は、銀行持株会社が、現に子会社としていない第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限り。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としていない同項第十四号に掲げる会社(その業務により当該銀行持株会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

13 銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受け

たときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができ、

一 現に子会社としていない第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としていない外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第五項第二号に掲げる場合、第十項及び第十一項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

14 第八項の規定は、前項の承認について準用する。

15 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行持株会社の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の二十三の二 銀行持株会社の特例

第一項の規定にかかわらず、次に掲げる銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。とすることができ、

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社(次に掲げる会社を除く。)

イ 前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社(同号イに掲げる業務(次項において「従属業務」という。)を営むものに限る。)

ロ 前条第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社

二 前条第一項各号(第十一号から第十四号までを除く。)に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社(前号ロに掲げる会社を除く。)

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社(前条第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社を除く。)が営むことができる業務(従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。)

3 銀行持株会社は、第一項の規定により同項各号に掲げる会社を持株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、当該持株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務(前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第六十五条第十七号において同じ。)を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、第一項各号に掲げる会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、銀行持株会社が、その持株特定子会社としていない第一項各号に掲げる会社を第三項(この項において準用する場合を含む。)

6 認定銀行持株会社(次項の認定を受けた銀行持株会社をいう。第八項及び第九項並びに第五十二条の三十四の二第一項において同じ。)

7 前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、特例銀行業高度化等業務(同条第一項第十四号に掲げる会社が営むことができる業務のうち内閣府令で定めるものをいう。以下この条、第五十二条の三十四の二第二項及び第六十

五条第十七号において同じ。）を専ら営む会社
 を持株特定子会社とすることができ、
 7 内閣総理大臣は、銀行持株会社の申請によ
 り、当該銀行持株会社が当該銀行持株会社並び
 に当該銀行持株会社の子会社である銀行及び特
 例銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会
 社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため
 に必要と認められる基準として内閣府令で定め
 るものに適合することについて、認定を行う。

8 認定銀行持株会社は、第六項の規定により特
 例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特
 定子会社としよとすると（特例銀行業高度
 化等業務を専ら営む会社のうち内閣府令で定め
 る会社にあつては、当該認定銀行持株会社又は
 その子会社が、合算してその基準議決権数を超
 える議決権を取得し、又は保有しようとするこ
 き）は、あらかじめ、その会社が営もうとする
 特例銀行業高度化等業務を定めて、内閣総理大
 臣に届け出なければならない。

9 前項の規定は、特例銀行業高度化等業務を専
 ら営む会社が、前条第四項に規定する内閣府令
 で定める事由により認定銀行持株会社の持株特
 定子会社（前項に規定する内閣府令で定める会
 社にあつては、銀行持株会社又はその子会社
 が、合算してその基準議決権数を超える議決権
 を保有する会社。以下この項及び次項において
 同じ。）となる場合には、適用しない。ただし
 当該認定銀行持株会社は、その持株特定子会社
 となつた会社を引き続き持株特定子会社とする
 ことについて内閣総理大臣に届出をした場合を
 除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年
 を経過する日までに持株特定子会社でなくなる
 よう、所要の措置を講じなければならない。

10 銀行持株会社は、第一項又は第六項の規定に
 より特例子会社対象会社（第一項各号に掲げる
 会社又は特例銀行業高度化等業務を専ら営む会
 社をいう。以下同じ。）を持株特定子会社とし
 ている場合には、当該持株特定子会社が営む業
 務の内容その他の事情を勘案し、当該銀行持株
 会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切
 な運営を確保するために必要と認められる要件
 として内閣府令で定めるものを満たすために必
 要な措置を講じなければならない。

11 前項の規定は、第四項本文及び第九項本文に
 規定する場合（第四項ただし書の規定により内
 閣総理大臣の認可を受けて持株特定子会社とな
 った特例子会社対象会社を引き続き持株特定子

会社とする場合及び第九項ただし書の規定によ
 る届出をして持株特定子会社（第八項に規定す
 る内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行
 持株会社又はその子会社が、合算してその基準
 議決権数を超える議決権を保有する会社。以下
 この項及び第五十二条の三十四の二第二項にお
 いて同じ。）となつた特例子会社対象会社を引
 き続き持株特定子会社とする場合を除く。）に
 は、適用しない。

（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）
第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会
 社は、国内の会社（銀行、第五十二条の二十三
 第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二
 号、第十四号及び第十五号に掲げる会社（同項
 第十二号に掲げる会社にあつては、特別事業再
 生会社を除く。）、特例持株会社（当該銀行持株
 会社が子会社として限る。）並びに
 特例子会社対象会社並びに特例対象会社を除
 く。次項から第六項までにおいて同じ。）の議
 決権については、合算して、その基準議決権数
 （国内の会社の総株主等の議決権に百分の十五
 を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条及
 び第六十五条第十七号において同じ。）を超え
 る議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、銀行持株会社又はその子会社
 が、担保権の実行による株式等の取得その他の議
 決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は
 保有することとなる場合には、適用しない。た
 だし、当該銀行持株会社又はその子会社は、合
 算してその基準議決権数を超えて取得し、又は
 保有することとなつた部分の議決権については
 は、当該銀行持株会社があらかじめ内閣総理大
 臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又
 は保有することとなつた日から一年を超えてこ
 れを保有してはならない。

3 前項ただし書の対象において、内閣総理大臣
 がする同項の承認の場合には、銀行持株会社又
 はその子会社が国内の会社の議決権を合算して
 その総株主等の議決権の百分の五十を超えて取
 得し、又は保有することとなつた議決権のうち
 当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれ
 ないものとし、内閣総理大臣が当該承認をする
 とときは、銀行持株会社又はその子会社が合算し
 てその基準議決権数を超えて取得し、又は保有
 することとなつた議決権のうちその基準議決権
 数を超える部分の議決権を速やかに処分するこ
 とを条件としなければならない。

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に
 掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、
 当該各号に定める日に保有し、又は保有するこ
 ととなる国内の会社の議決権がその基準議決権
 数を超える場合であっても、同日以後、当該議
 決権をその基準議決権数を超えて保有すること
 ができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株
 会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合
 に国内の会社の議決権を合算してその総株主等
 の議決権の百分の五十を超えて保有し、又は保
 有することとなるときは、当該各号に規定する
 認可をしてはならない。

一 第五十二条の十七第一項の認可を受けた会
 社が当該銀行持株会社になつたとき その銀
 行持株会社になつた日
 二 第五十二条の十七第一項の認可を受けて当
 該銀行持株会社が設立されたとき その設立
 された日
 三 特定持株会社が第五十二条の十七第三項た
 だし書の認可を受けて当該銀行持株会社にな
 つたとき その認可を受けた日
 四 第五十二条の二十三第三項の認可を受けて
 当該銀行持株会社が子会社対象銀行等を子会
 社としたとき（内閣府令で定める場合に限
 る。）その子会社とした日

五 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第
 一項の認可を受けて合併をしたとき（当該銀
 行持株会社が存続する場合に限る。）その合
 併をした日
 六 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第
 二項の認可を受けて吸収分割により事業を承
 継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）
 その吸収分割をした日
 七 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第
 三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき
 （内閣府令で定める場合に限る。）その事業
 の譲受けをした日

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可を
 するときは、当該各号に定める日に銀行持株会
 社又はその子会社が合算してその基準議決権数
 を超えて保有し、又は保有することとなる国内
 の会社の議決権のうちその基準議決権数を超え
 る部分の議決権を、同日から五年を経過する日
 までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分
 することを条件としなければならない。
 銀行持株会社又はその子会社が、国内の会社
 の議決権を合算してその基準議決権数を超えて

保有することとなつた場合には、その超える部
 分の議決権は、当該銀行持株会社が取得し、又
 は保有するものとみなす。
 7 前各項の場合において、第五十二条の二十三
 第一項第一号に掲げる会社、特別事業再生会
 社又は同項第十三号に掲げる会社の議決権の取
 得又は保有については、特定子会社は、銀行持
 株会社の子会社に該当しないものとみなす。

8 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性
 化に資すると認められる事業活動を行う会社と
 して内閣府令で定める会社（第五十二条の二十
 三第一項第十三号に掲げる会社に該当しないも
 のであつて、当該銀行持株会社又はその特定子
 会社以外の子会社が、合算してその基準議決権
 数を超える議決権を保有してはならないもの）に
 限る。及び同条第一項第十一号から第十三号ま
 でに掲げる会社（銀行持株会社の子会社である
 ものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係
 のある会社をいう。

9 第二条第十一項の規定は、前各項の場合にお
 いて銀行持株会社又はその子会社が取得し、又
 は保有する議決権について準用する。
 （銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確
 保）
第五十二条の二十五 内閣総理大臣は、銀行の業
 務の健全な運営に資するため、銀行持株会社が
 銀行持株会社及びその子会社その他の当該銀行
 持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある
 会社（以下この節において「子会社等」とい
 う。）の保有する資産等に照らし当該銀行持株
 会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況
 が適当であるかどうかその他銀行持株会社及び
 その子会社等の経営の健全性を判断するための
 基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のた
 めに参考となるべきものを定めることができ

第三款 経理
銀行持株会社の事業年度
第五十二条の二十六 銀行持株会社の事業年度
 は、四月一日から翌年三月三十一日までとす
銀行持株会社に係る業務報告書等
第五十二条の二十七 銀行持株会社は、事業年度
 ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の
 業務及び財産の状況を連結して記載した当該事
 業年度の間事業年度に係る中間業務報告書及

び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2 中間業務報告書及び業務報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等)
第五十二条の二十八 銀行持株会社は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。)並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「連結貸借対照表等」という。)を作成しなければならない。
2 中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間連結貸借対照表等、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。
4 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することとする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

5 前項に規定する銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第三項の規定による公告をしたものとみなす。

6 金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない銀行持株会社については、前各項の規定は、適用しない。
(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)
第五十二条の二十九 銀行持株会社は、事業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の

業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営業所(無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。第三項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類については、同様とする。
2 前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。
3 第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行持株会社の子会社である銀行の営業所において、当該電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるところをすることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。
4 前三項に定めるもののほか、第一項前段の当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類又は同項後段の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

銀行持株会社は、前各項に規定する事項のほか、当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。
(銀行持株会社の事業報告等の記載事項等)
第五十二条の三十 銀行持株会社が会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)の規定により作成する銀行持株会社の事業報告及び附属明細書の記載事項又は記録事項は、内閣府令で定める。

第四款 監督
(銀行持株会社等) による報告又は資料の提出
第五十二条の三十一 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要が

あると認めるときは、当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
2 内閣総理大臣は、第二十四条第一項の規定により銀行に対して報告又は資料の提出を求め、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行持株会社の子法人等(子会社その他銀行持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいい、当該銀行を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
3 銀行持株会社の子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。
(銀行持株会社等) に対する立入検査
第五十二条の三十二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるとき認めるときは、当該職員に当該銀行を子会社とする銀行持株会社の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該銀行持株会社の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 内閣総理大臣は、第二十五条第一項の規定による銀行に対する立入り、質問又は検査を行い、及び前項の規定による当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行持株会社の子法人等若しくは当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者の営業所に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行持株会社の子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。
(銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等)
第五十二条の三十三 内閣総理大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。
2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。次項において同じ。)であつて、銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、内閣府令・財務省令で定める銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならない。
3 内閣総理大臣は、銀行持株会社に対し第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、当該銀行持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(銀行持株会社に係る認可の取消し等)
第五十二条の三十四 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同

第五十二条の二十九 銀行持株会社は、事業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の

条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

2 銀行持株会社は、前項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であるときは、当該措置を講じた日を第五十二条の九第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

4 内閣総理大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二条の十七第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になったもの
二 第五十二条の十七第一項の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社として設立されたもの
三 第五十二条の十七第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、第二項の規定による措置を講ずることなく同項の内閣総理大臣が指定する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

(認定銀行持株会社の認定の取消し等)
第五十二条の三十四の二 内閣総理大臣は、認定銀行持株会社が第五十二条の二十三の二第七項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定銀行持株会社に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をし、又は同項の認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により第五十二条の二十三の二第七項の認定を取り消された銀行持株会社は、その持株特定子会社としての特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を引き続き持株特定子会社とすることに於いて内閣総理大臣の認可を受

けた場合を除き、当該認定を取り消された日から一年を経過する日までに当該会社が持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五款 雑則

(銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可)
第五十二条の三十五 銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併前に銀行持株会社であつた一の会社が当該合併後も銀行持株会社として存続するものに限る。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 銀行持株会社を当事者とする会社分割(当該会社分割により事業を承継させた銀行持株会社又は当該会社分割により事業を承継した銀行持株会社が、その会社分割後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。)は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 銀行持株会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該事業の譲渡又は譲受けをした銀行持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。)は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 第五十二条の十八第一項の規定は、前三項の認可の申請があつた場合について準用する。

第七章の四 銀行代理業
第一節 通則
第五十二条の三十六 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 銀行代理業者は、所属銀行の委託を受け、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではならない。

3 銀行代理業者は、あらかじめ、所属銀行の許諾を得た場合でなければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。
(許可の申請)
第五十二条の三十七 前条第一項の許可を受けようとする者(次条第一項及び第五十二条の四十二第四項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、その役員の名
三 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地
四 所属銀行の商号
五 他に業務を営むときは、その業務の種類
六 その他内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)
二 銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
三 その他内閣府令で定める書類
(許可の基準)
第五十二条の三十八 内閣総理大臣は、第五十二条の三十六第一項の許可の申請があつたときは、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。
二 人的構成等に照らして、銀行代理業の的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
三 他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第五十二条の三十六第一項の許可に銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを変更することができる。
(変更の届出)
第五十二条の三十九 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第二項第二号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(標識の揭示等)
第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
2 銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。
3 銀行代理業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
(名義貸しの禁止)
第五十二条の四十一 銀行代理業者は、自己の名義をもつて、他人に銀行代理業を営ませてはならない。

第二節 業務
(業務の範囲)
第五十二条の四十二 銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。
2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが銀行代理業を適正かつ確実に営むことについて支障を及ぼすおそれがあると認められるときに限り、承認しないことができる。
3 銀行代理業者は、第一項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができる。
4 第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには、当該業務を営むことについて第一項の承認を受けたものとみなす。
(分別管理)
第五十二条の四十三 銀行代理業者は、第二条第四十四項各号に掲げる行為(以下この章において「銀行代理行為」という。)に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。
(顧客に対する説明等)
第五十二条の四十四 銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、

第五十二条の四十二 銀行代理業者は、自己の名義をもつて、他人に銀行代理業を営ませてはならない。

次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属銀行の商号

二 第二条第十四項各号に規定する契約の締結を代理するか、又は媒介するかの別

三 その他内閣府令で定める事項

2 銀行代理業者は、第二条第十四項第一号に掲げる行為（特定預金等契約の締結の代理及び媒介を除く。）に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

3 前二項及び第五十二条の四十五の二並びに他の法律に定めるもののほか、銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、その銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、その銀行代理行為に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。（銀行代理業者に係る禁止行為）

第五十二条の四十五 銀行代理業者は、銀行代理業に關し、次に掲げる行為（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務に關しては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社その他当該銀行代理業者と内閣府令で定める密接な関係を有する者（次号において「密接関係者」という。）の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

四 当該銀行代理業者の密接関係者に対し、取引の条件が所属銀行の取引の通常の場合に照らして当該所属銀行に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常の場合よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）

第五十二条の四十五の二 金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四）まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸し等の禁止、社債の管理の禁止等、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三（第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面等による解除）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は、銀行代理業者が行う銀行代理業に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは、「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは、「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは、「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十

七条の第三項中「を締結しようとするとき」とあるのは、「締結の代理又は媒介を行うとき」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他の預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「銀行代理業者（銀行法第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）の所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）」と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約（銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に關して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額」として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約に「補足する」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、

と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるものとするのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定銀行代理業者の休日及び営業時間）

第五十二条の四十六 特定銀行代理業者（特定銀行代理行為（内閣府令で定める預金の受入れを内容とする契約の締結の代理をいう。次条第一項において同じ。）を行う銀行代理業者をいう。次項及び同条において同じ。）の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 特定銀行代理業者の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。（臨時休業等）

第五十二条の四十七 特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店頭に掲示し、かつ、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しななければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による掲示及び閲覧に供する措置は、することを要しない。（所属銀行の廃業等）

第五十二条の四十八 銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条第一項の通知を受けたときは、

と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるものとするのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定銀行代理業者の休日及び営業時間）

第五十二条の四十六 特定銀行代理業者（特定銀行代理行為（内閣府令で定める預金の受入れを内容とする契約の締結の代理をいう。次条第一項において同じ。）を行う銀行代理業者をいう。次項及び同条において同じ。）の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 特定銀行代理業者の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。（臨時休業等）

第五十二条の四十七 特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店頭に掲示し、かつ、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しななければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による掲示及び閲覧に供する措置は、することを要しない。（所属銀行の廃業等）

第五十二条の四十八 銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条第一項の通知を受けたときは、

(無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。)に備え置かなければならない。
 2 預金者等その他の利害関係人は、必要があるときは、所属銀行に対して、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

第六節 雑則

(適用除外)

第五十二条の六十の二 第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、銀行等(銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスを提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条(登録)の登録(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けている者を除く。以下この条において同じ。)は、銀行代理業を営むことができる。

2 銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九(銀行が銀行代理業を営む場合においては、第一項を除く。)から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、第五十三條第四項、第五十六條(第十一号に係る部分に限る。)並びに第五十七條の七第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章及び第十章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七章の五 電子決済等取扱業

第一節 通則

第五十二条の六十の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、電子決済等取扱業を営むことができる。

(登録の申請)
第五十二条の六十の四 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第五十二条の六十の六

において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
 一 商号及び住所
 二 資本金の額
 三 電子決済等取扱業を営む営業所の名称及び所在地

四 役員(外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十の六第一項第九号、第五十二条の六十の八第三項及び第五十二条の六十の二十三第三項において同じ。)の氏名
 五 委託銀行の商号
 六 電子決済等取扱業の業務の内容及び方法
 七 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 第五十二条の六十の六第一項各号(第四号を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 二 定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)
 三 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)
第五十二条の六十の五 内閣総理大臣は、第五十二条の六十の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合は、次条第二項の規定により登録を拒否する場合は、登録簿に登録しなければならない。
 一 前条第一項各号に掲げる事項
 二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
 3 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)
第五十二条の六十の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国電子決済等取扱業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)でないもの

二 外国電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者(国内に住所を有するものに限る。)を定めていない法人
 三 電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
 五 他の電子決済等取扱業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の電子決済等取扱業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

六 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない法人
 イ 第五十二条の五十六第一項の規定による第五十二条の三十六第一項の許可の取消し
 ロ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の四第一項において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第九十二条の二第一項の許可の取消し

ハ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第八十一条第一項(特定信用事業代理業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六十六条第一項(許可)の許可の取消し
 ニ 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六條の四の二第一項(信用協同組合代理業者等)についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六條の三第一項(信用協同組合代理業の許可)の許可の取消し

ホ 信用金庫法第八十九条第五項(銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第五十六条の五第一項(長期信用銀行代理業の許可)の許可の取消し
 ト 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第三項(銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第八十九条の三第一項(許可)の許可の取消し

チ 農林中央金庫法第九十五条の四第一項(農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第九十五条の二第一項(許可)の許可の取消し
 リ 第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による第五十二条の六十の三の登録の取消し

又 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項(信用協同組合電子決済等取扱業者等)についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による同法第六條の四の三第一項(信用協同組合電子決済等取扱業の登録)の登録の取消し

ル 信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による同法第八十五条の三第一項(登録)の登録の取消し

ヲ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているイからルまでの許可又は登録と同種類の許可又は登録(当該許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。)の取消し

七 この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

八 他に営む業務が公益に反すると認められる法人
 九 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人
 イ 心身の故障のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
 ハ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その

刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 法人が第六号イからフまでに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

ホ 第六号イからチまで又はフに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日から五年を経過しない者

ハ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第五十二条の六十の七 電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十の四第一項第五号又は第六号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（電子決済等取扱業者の顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十の四第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき（前項の規定による届出をした場合を除く。）は、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等取扱業者登録簿に登録しなければならない。

第五十二条の六十の八 電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十の五第一項第一号ハからホまで及び第二号ロ（4）から（6）までに該当

しない場合には、第五十二条の六十の二の規定にかかわらず、委託銀行に預金の口座を開設している当該電子決済等取扱業者の電子決済等取扱に係る顧客からの委託を受けて行うものに限りに、当該委託銀行に係る電子決済等代行業務を営むことができる。

2 電子決済等取扱業者が前項の規定により電子決済等代行業務を営む場合にあつては、当該電子決済等取扱業者を電子決済等代行業者とみなして、第五十二条の六十の四、第五十二条の六十の六、第五十二条の六十の七第一項（第二号を除く。）、第五十二条の六十の八から第六十一の十七第一項、第五十二条の六十の九から第五十二条の六十の三十三まで、第五十二条第六項及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の六十の四第一項中「第五十二条の六十の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは、「第五十二条の六十の八第三項の規定による届出があつたときは」と、「電子決済等取扱業者登録簿に登録し」とあるのは、「名簿に登録し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは、「商号、役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十の七第一項第三号において同じ。）の氏名、電子決済等代行業務を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録」とあるのは「登録」と、「登録申請者」とあるのは「第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をした者」と、同条第三項中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第五十二条の六十の六第一項中「第五十二条の六十の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十の四第一項第一号」と、同条第二項中「電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「第五十二条の六十の四第一項の名簿に登録し」と、第五十二条の六十の四第一項の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、第五十二条の六十の八第一項第

一 号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「商号」と、同項第四号中「営業所又は事務所」とあり、及び第五十二条の六十の十五第一項中「営業所若しくは事務所」とあるのは「営業所」と、第五十二条の六十の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業務の全部又は」と、第五十二条の六十の三十中「外国法人又は外国に住所を有する個人」とあり、及び「外国法人又は個人」とあるのは「外国法人」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 電子決済等取扱業者は、第一項の規定により電子決済等代行業務を営もうとするときは、その商号、役員の氏名、電子決済等代行業務を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を記載した書類、第五十二条の六十の三第二項第三号に掲げる書類、第五十二条の六十の五第一項第一号ハからホまで及び第二号ロ（4）から（6）までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(標識の掲示等)

第五十二条の六十の九 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業務を営む営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 電子決済等取扱業者は、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により、商号その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

3 電子決済等取扱業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第五十二条の六十の十 電子決済等取扱業者は、自己の名義をもつて、他人に電子決済等取扱業務を営ませてはならない。

第二節 業務

(顧客に対する説明等)

第五十二条の六十の十一 電子決済等取扱業者は、第二十七項各号に掲げる行為を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 電子決済等取扱業者の商号及び住所

二 電子決済等取扱業者の権限に関する事項

三 電子決済等取扱業者の損害賠償に関する事項

四 電子決済等取扱業務に関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の連絡先

五 委託銀行の商号

六 その他内閣府令で定める事項

2 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業務に關し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業者と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報（顧客への提供、電子決済等取扱業務に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等取扱業務の業務の一部を第三者に委託する場合における当該業務の確実な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。）

第五十二条の六十の十二 削除

(金銭等の預託の禁止)

第五十二条の六十の十三 電子決済等取扱業者は、いかなる名目によるかを問わず、その営む電子決済等取扱業務に關し、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(委託銀行との契約締結義務)

第五十二条の六十の十四 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業務を営む場合には、委託銀行との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託銀行と当該電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた電子決済等取扱業務に係る契約を締結し、これに従つて当該委託銀行に係る電子決済等取扱業務を営まなければならない。

(指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との契約締結義務等)

第五十二条の六十の十五 電子決済等取扱業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が電子決済等取扱業務であるもの）をいう。以下この条において同じ。）が存在する

一 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が電子決済等取扱業務であるもの）をいう。以下この条において同じ。）が存在する

場合 一の指定電子決済等取扱業務紛争解決
機関との間で手続実施基本契約を締結する
措置

二 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存
在しない場合 電子決済等取扱業務に関する
苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務
に従事する利用者その他の従業者に対する助
言若しくは指導を第五十二条の七十三第三項
第三号に掲げる者に行わせること又はこれに
準ずるものとして内閣府令で定める措置をい
う。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解
決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続
の利用の促進に関する法律第二条第三号（定
義）に規定する認証紛争解決手続をいう。）
により図ること又はこれに準ずるものとして
内閣府令で定める措置をいう。）

2 電子決済等取扱業者は、前項の規定により手
続実施基本契約を締結する措置を講じた場合に
は、当該手続実施基本契約の相手方である指定
電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名
称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、当該各号に定める期間においては、
適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた
場合において、同項第二号に掲げる場合に該
当することとなつたとき 第五十二条の八十
三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止
の認可又は第五十二条の八十四第一項の規定
による指定の取消しの時に、同号に定める措
置を講ずるために必要な期間として内閣総理
大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた
場合において、同号の一の指定電子決済等取
扱業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止
が第五十二条の八十三第一項の規定により認
可されたとき、又は同号の一の指定電子決済
等取扱業務紛争解決機関の第五十二条の六十
二第一項の規定による指定が第五十二条の八
十四第一項の規定により取り消されたとき
（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は
取消しの時に、第一項第一号に定める措置を
講ずるために必要な期間として内閣総理大臣
が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた
場合において、同項第一号に掲げる場合に該
当することとなつたとき 第五十二条の六十

二 第一項の規定による指定の時に、同号に定
める措置を講ずるために必要な期間として内
閣総理大臣が定める期間

（電子決済等取扱業者に係る禁止行為）
第五十二条の六十の十六 電子決済等取扱業者
は、電子決済等取扱業者に、次に掲げる行為
（特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒
介業務に関しては、第三号に掲げる行為を除
く。）をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
二 顧客に対し、不確実な事項について断定的
判断を提供し、又は確定であると誤認させる
おそれのあることを告げる行為

三 前二号に掲げるもののほか、顧客の保護に
欠け、又は委託銀行の業務の健全かつ適切な
遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして
内閣府令で定める行為

（金融商品取引法の準用）
第五十二条の六十の十七 金融商品取引法第三章
第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八
項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客と
みなされる場合）並びに第三十四条の三第五項
及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人
が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特
定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条か
ら第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業
又は投資運用業を行う者の業務の範囲）、第二種
金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行
う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客
の利益の保護のための体制整備、標識の揭示
等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、
第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、
第三十七条の三（第一項第六号及び第三項（契約
締結前の情報の提供等）、第三十七条の五（保
証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の
六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項
（書面等による解除）、第三十七条の七（指定紛
争解決機関との契約締結義務等）、第三十八條
第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三
十八條の二（禁止行為）、第三十九條第三項た
だし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填
等の禁止）並びに第四十條の二から第四十條の
七まで（最良執行方針等、分別管理が確保され
ていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行
われている場合の募集等の禁止、出資対象事業
の状況に係る情報の提供が確保されていない場
合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る

情報が提供されていない場合の募集等の禁止、
特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定
投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行
為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子
情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）
及び第四十五條（第三号及び第四号を除く。）
（雑則）の規定は、特定預金等契約に係る電子
決済等関連預金媒介業務を行う電子決済等取扱
業者について準用する。この場合において、こ
れらの規定（同法第三十四條及び第三十七條の
六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契
約」とあるのは「特定預金等契約」と、同法第
三十四條中「顧客を相手方とし、又は顧客のた
めに行う行為をいう。以下同じ。」を行うこと
を内容とする契約（以下「金融商品取引契約」と
いう）とあるのは「特定預金等契約（銀行法第十
三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以
下同じ）」と、「同法第三十一項第四号」とある
のは「第二号第三十一項第四号」と、「金融商
品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるの
は「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と
、「金融商品取引契約を過去」とあるのは
「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締
結した」とあるのは「行った」と、「金融商品
取引契約を締結する」とあるのは「特定預金等
契約の締結の媒介を行う」と、同法第三十四條
の二第二項中「又は締結」とあるのは「又は媒
介」と、同法第三項第三号中「締結をする」と
あるのは「媒介を行う」と、同法第五項第二号
中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行
う」と、同法第三十四條の三第二項第二号中
「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、
同法第四号イ中「と対象契約」とあるのは「の
媒介により対象契約」と、同法第五号及び第六
号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、
同法第四項第二号中「締結する」とあるのは
「締結の媒介を行う」と、同法第十項及び同
法第三十四條の四第五項中「又は締結」とある
のは「又は媒介」と、同法第三十七條第一項第
一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「商
号」と、同法第二項中「金融商品取引行為を行
う」とあるのは「特定預金等契約を締結するこ
と」と、同法第三十七條の三第一項中「を締結しよ
うとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、
「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び
顧客の保護に資するための当該特定預金等契

約の内容その他顧客に参考となるべき事項（次
項において「参考事項等」という。）と、同項
第一号中「の商号、名称又は氏名」とあるのは
「及び当該特定預金等契約に係る委託銀行（銀
行法第二條第十七項第二号に規定する委託銀行
をいう。第三十七條の六第三項において同じ。）
の商号」と、同法第五号中「行う金融商品取引
行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、
同法第二項中「除く。」とあるのは「除
く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中
「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、
同法第三十七條の六第三項中「第一項の規定」と
あるのは「顧客からの申出」と、「金融商品
取引契約の解除があつた場合には」とあるのは
「特定預金等契約の解除に伴い委託銀行に損害
賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、
「金融商品取引契約の解除までの期間に相
当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引
契約に関して顧客が支払うべき対価（次項にお
いて「対価」という。）の額として内閣府令で
定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解
除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支
払」とあるのは「その他の金銭の支払を、当
該顧客に対し」と、同法第四項中「第一項の
規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧
客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九
條第一項第一号中「有価証券の売買その他の取
引（買戻価格があらかじめ定められている買戻
条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）
又はデリバティブ取引（以下この条において
「有価証券売買取引等」という。）とあるのは
「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデ
リバティブ取引（以下この条において「有価証
券等」という。）とあるのは「特定預金等契
約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金
融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一條
第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同
じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の
計算において、有価証券の売買又はデリバティ
ブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする
者を含む。以下この条において同じ。）」とある
のは「顧客」と、「補足するため」とあるのは
「補足するため、当該特定預金等契約によらな
い」と、同法第二号中「有価証券売買取引
等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、
「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、
「追加するため」とあるのは「追加するた

約の内容その他顧客に参考となるべき事項（次
項において「参考事項等」という。）と、同項
第一号中「の商号、名称又は氏名」とあるのは
「及び当該特定預金等契約に係る委託銀行（銀
行法第二條第十七項第二号に規定する委託銀行
をいう。第三十七條の六第三項において同じ。）
の商号」と、同法第五号中「行う金融商品取引
行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、
同法第二項中「除く。」とあるのは「除
く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中
「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、
同法第三十七條の六第三項中「第一項の規定」と
あるのは「顧客からの申出」と、「金融商品
取引契約の解除があつた場合には」とあるのは
「特定預金等契約の解除に伴い委託銀行に損害
賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、
「金融商品取引契約の解除までの期間に相
当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引
契約に関して顧客が支払うべき対価（次項にお
いて「対価」という。）の額として内閣府令で
定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解
除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支
払」とあるのは「その他の金銭の支払を、当
該顧客に対し」と、同法第四項中「第一項の
規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧
客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九
條第一項第一号中「有価証券の売買その他の取
引（買戻価格があらかじめ定められている買戻
条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）
又はデリバティブ取引（以下この条において
「有価証券売買取引等」という。）とあるのは
「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデ
リバティブ取引（以下この条において「有価証
券等」という。）とあるのは「特定預金等契
約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金
融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一條
第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同
じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の
計算において、有価証券の売買又はデリバティ
ブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする
者を含む。以下この条において同じ。）」とある
のは「顧客」と、「補足するため」とあるのは
「補足するため、当該特定預金等契約によらな
い」と、同法第二号中「有価証券売買取引
等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、
「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、
「追加するため」とあるのは「追加するた

め、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号から第五号まで及び第七号に係る部分）に限り、第三項を除く。」、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行った」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 監督

第五十二条の六十の十八 電子決済等取扱業者
 は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業者に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（電子決済等取扱業者に関する報告書）

第五十二条の六十の十九 電子決済等取扱業者
 は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業者に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項（外国で資格を有する者の特例）に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第五十二条の六十の二十 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等取扱業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業者の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業者の業務に関して取引する者又は当該電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業者の業務の委託を受けた者（その者から委託（二）以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該電子決済等取扱業者の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業者の業務に関して取引する者又は電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業者の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第五十二条の六十の二十一 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該電子決済等取扱業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業者の業務に関して取引する者若しくは電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業者の業務の委託を受けた者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業者の業務に関して取引する者又は電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業者の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

（業務改善命令）

第五十二条の六十の二十二 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等取扱業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

（登録の取消し等）

第五十二条の六十の二十三 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子決済等取扱業者に対し、第五十二条の六十の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済等取扱業者の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 電子決済等取扱業者が第五十二条の六十の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、その他電子決済等取扱業者の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 内閣総理大臣は、第五十二条の六十の八第一項の規定により電子決済等代行業を営む電子決済等取扱業者が、同条第二項の規定により適用するこの法律の規定又は当該規定に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、当該電子決済等取扱業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は電子決済等取扱業者を代表する役員を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等取扱業者から申出がないときは、当該電子決済等取扱業者の第五十二条の六十の三の登録を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分については、行政手続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第五十二条の六十の二十四 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、電子決済等取扱業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録を取り消したとき。

二 第五十二条の六十の三十六第二項の規定により第五十二条の六十の三の登録がその効力を失つたとき。

第四節 認定電子決済等取扱事業者協会
 （認定電子決済等取扱事業者協会の認定）

第五十二条の六十の二十五 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 電子決済等取扱業者の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とすること。

二 電子決済等取扱業者を社員（以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

第五十二条の六十の二十六 認定電子決済等取扱事業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が電子決済等取扱業者を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む電子決済等取扱業者に関し、契約の内容の適正化その他電子決済等取扱業者の顧客の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む電子決済等取扱業者の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 会員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 電子決済等取扱業者の顧客の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の営む電子決済等取扱業者に関する顧客からの苦情の処理

七 電子決済等取扱業者の顧客に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、電子決済等取
扱業の健全な発展及び電子決済等取扱業の顧
客の保護に資する業務

第五十二条の二十七 認定電子決済等取扱
事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しな
ければならない。

2 認定電子決済等取扱事業者協会でない者（信
用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電
子決済等取扱事業者協会の認定）の規定による
認定を受けた者その他これに類する者として政
令で定めるものを除く。）は、その名称中に、
認定電子決済等取扱事業者協会と誤認されるお
そのある文字を使用してはならない。

3 認定電子決済等取扱事業者協会の会員でない
者（信用金庫法第八十五条の三の五（認定信用
金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）に規定
する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会
の社員である者その他これに類する者として政
令で定めるものを除く。）は、その名称中に、
認定電子決済等取扱事業者協会の会員と誤認さ
れるおそれのある文字を使用してはならない。
（顧客の保護に資する情報の提供）

第五十二条の二十八 認定電子決済等取扱
事業者協会は、第五十二条の六十五の三十五の規
定により内閣総理大臣から提供を受けた情報の
うち電子決済等取扱業の顧客の保護に資する情
報について、電子決済等取扱業の顧客に提供で
きるようにしなければならない。
（顧客からの苦情に関する対応）

第五十二条の二十九 認定電子決済等取扱
事業者協会は、電子決済等取扱業の顧客から会
員の営む電子決済等取扱業に関する苦情につい
て解決の申出があつたときは、その相談に応
じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る
事情を調査するとともに、当該会員に対しその
苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めな
ければならない。

2 認定電子決済等取扱事業者協会は、前項の申
出に係る苦情の解決について必要があると認め
るときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭
による説明を求め、又は資料の提出を求めるこ
とができる。

3 会員は、認定電子決済等取扱事業者協会から
前項の規定による求めがあつたときは、正当な
理由がないのに、これを拒んではならない。
4 認定電子決済等取扱事業者協会は、第一項の
申出、苦情に係る事情及びその解決の結果につ
いて会員に周知させなければならない。

（認定電子決済等取扱事業者協会への報告等）
第五十二条の三十 会員は、電子決済等取
扱業者が行つた顧客の保護に欠ける行為に関す
る情報その他電子決済等取扱業の顧客の利益を
保護するために必要な情報として内閣府令で定
めるものを取得したときは、これを認定電子決
済等取扱事業者協会に報告しなければならない。

2 認定電子決済等取扱事業者協会は、その保有
する前項に規定する情報について会員から提供
の請求があつたときは、正当な理由がある場合
を除き、当該請求に係る情報を提供しなければ
ならない。
（秘密保持義務等）

第五十二条の三十一 認定電子決済等取扱
事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職
にあつた者（次項において「役員等」という。）
は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、
又は盗用してはならない。
2 認定電子決済等取扱事業者協会の役員等は、
その職務に関して知り得た情報を、認定業務
（当該認定電子決済等取扱事業者協会が信用金
庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決
済等取扱事業者協会の認定）の認定を受けた一
般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社
団法人の同法第八十五条の三の五（認定信用金
庫電子決済等取扱事業者協会の業務）に規定す
る業務に従事する役員等である場合における当
該業務その他これに類する業務として政令で定
める業務を含む。）の用に供する目的以外に利
用してはならない。
（定款の必要的記載事項）

第五十二条の三十二 一般社団法人及び一
般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四
十八号）第十一条第一項各号（定款の記載又は
記録事項）に掲げる事項及び第五十二条の六十
の二十五第二号に規定する定款の定めのほか、
認定電子決済等取扱事業者協会は、その定款に
おいて、この法律若しくはこの法律に基づく命
令若しくはこれらに基づく処分又は第五十二条
の六十の二十六第三号の規則に違反した会員に
対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは
制限を命じ、又は除名する旨を定めなければな
らない。
（立入検査等）

第五十二条の三十三 内閣総理大臣は、こ
の法律の施行に必要な限度において、認定電子
決済等取扱事業者協会に対し、その業務若しく
は財産に関し参考となるべき報告若しくは資料
の提出を命じ、又は当該職員に当該認定電子決
済等取扱事業者協会の事務所に立ち入らせ、そ
の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、
若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるこ
とができる。
2 前項の場合において、当該職員は、その身分
を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた
ときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため
認められたものと解してはならない。
（認定電子決済等取扱事業者協会に対する監督
命令等）

第五十二条の三十四 内閣総理大臣は、認
定業務の運営に関し改善が必要であると認める
ときは、この法律の施行に必要な限度におい
て、認定電子決済等取扱事業者協会に対し、そ
の改善に必要な措置をとるべきことを命ずるこ
とができる。
2 内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者
協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律
に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し
たときは、その認定を取り消し、又は六月以内
の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の
停止を命ずることが出来る。
（認定電子決済等取扱事業者協会への情報提供）

第五十二条の三十五 内閣総理大臣は、認
定電子決済等取扱事業者協会の求めに応じ、認
定電子決済等取扱事業者協会が認定業務を適正
に行うために必要な限度において、電子決済等
取扱業者に関する情報であつて認定業務に資す
るものとして内閣府令で定める情報を提供する
ことができる。
第五節 雑則

（廃止の届出等）
第五十二条の三十六 電子決済等取扱業者
は、次の各号のいずれかに該当する場合には、
遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければなら
ない。
一 電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止し
たとき。
二 当該電子決済等取扱業者について破産手続
開始の申立て等（破産手続開始の申立て、再
生手続開始の申立て、更生手続開始の申立
て、特別清算開始の申立て又は外国倒産処理
手続の承認の申立て（外国の法令上これらに

相当する申立てを含む。）を行う）が行われ
たとき。
2 電子決済等取扱業者が電子決済等取扱業の全
部を廃止したときは、当該電子決済等取扱業者
の第五十二条の六十の三の登録は、その効力を
失う。この場合において、当該電子決済等取扱
業者であつた者は、その営む電子決済等取扱
業に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、そ
の営む電子決済等取扱業に関し管理する顧客の
財産を返還する目的の範囲内においては、なお
電子決済等取扱業者とみなす。
3 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業の
全部若しくは一部の廃止をし、電子決済等取扱
業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該
電子決済等取扱業者が合併により消滅する場合
の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続
開始の決定以外の理由による解散をし、又は会
社分割による電子決済等取扱業の全部若しくは
一部の承継をさせようとするときは、その日の
三十日前までに、内閣府令で定めるところによ
り、その旨を公告するとともに、全ての営業所
の公表の目につきやすい場所に掲示しなければ
ならない。
4 電子決済等取扱業者は、前項の規定による公
告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大
臣に届け出なければならない。
5 電子決済等取扱業者は、第三項の規定による
公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割
その他の事由により当該業務の承継に係る公告
をした場合を除く。）には、廃止しようとする
電子決済等取扱業に関し負担する債務の履行を
速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業
に関し管理する顧客の財産を速やかに返還しな
ければならない。
6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部
分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間
等）の規定は、電子決済等取扱業者（外国電子
決済等取扱業者を除く。）が電子公告により第
三項の規定による公告をする場合について準用
する。この場合において、必要な技術的読替え
は、政令で定める。
7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部
分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間
等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百
四十六条（調査の義務等）、第九百四十七條
（電子公告調査を行うことができない場合）、第
九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び

相当する申立てを含む。）を行う）が行われ
たとき。
2 電子決済等取扱業者が電子決済等取扱業の全
部を廃止したときは、当該電子決済等取扱業者
の第五十二条の六十の三の登録は、その効力を
失う。この場合において、当該電子決済等取扱
業者であつた者は、その営む電子決済等取扱
業に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、そ
の営む電子決済等取扱業に関し管理する顧客の
財産を返還する目的の範囲内においては、なお
電子決済等取扱業者とみなす。
3 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業の
全部若しくは一部の廃止をし、電子決済等取扱
業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該
電子決済等取扱業者が合併により消滅する場合
の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続
開始の決定以外の理由による解散をし、又は会
社分割による電子決済等取扱業の全部若しくは
一部の承継をさせようとするときは、その日の
三十日前までに、内閣府令で定めるところによ
り、その旨を公告するとともに、全ての営業所
の公表の目につきやすい場所に掲示しなければ
ならない。
4 電子決済等取扱業者は、前項の規定による公
告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大
臣に届け出なければならない。
5 電子決済等取扱業者は、第三項の規定による
公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割
その他の事由により当該業務の承継に係る公告
をした場合を除く。）には、廃止しようとする
電子決済等取扱業に関し負担する債務の履行を
速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業
に関し管理する顧客の財産を速やかに返還しな
ければならない。
6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部
分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間
等）の規定は、電子決済等取扱業者（外国電子
決済等取扱業者を除く。）が電子公告により第
三項の規定による公告をする場合について準用
する。この場合において、必要な技術的読替え
は、政令で定める。
7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部
分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間
等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百
四十六条（調査の義務等）、第九百四十七條
（電子公告調査を行うことができない場合）、第
九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び

閲覧等)、第九百五十三條(改善命令)並びに第九百五十五條(調査記録簿等の記載等)の規定は、外国電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録の取消しに伴う債務の履行の完了等)

第五十二條の六十七 電子決済等取扱業者については、第五十二條の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二條の六十の三の登録が取り消されたとき(電子決済等取扱業者の顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業者の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。)は、当該電子決済等取扱業者であつた者は、その営む電子決済等取扱業に關し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業に關し管理する顧客の財産を速やかに返還しなければならない。この場合において、当該電子決済等取扱業者であつた者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還する目的の範囲内においては、なお電子決済等取扱業者とみなす。

(外国電子決済等取扱業者の勧誘の禁止)

第五十二條の六十八 第五十二條の六十の三の登録を受けていない外国電子決済等取扱業者は、国内にある者に対して、第二條第十七項各号に掲げる行為又はこれらに相当する行為の勧誘をしてはならない。

(外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

第五十二條の六十一 電子決済等取扱業者が外国法人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章の六 電子決済等代行業

第一節 通則

第五十二條の六十一の二 電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

(登録の申請)

第五十二條の六十一の三 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第五十二條の六十一の五において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名

三 電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十二條の六十一の五第一項各号(第一号を除く。)のいずれにも該当しないこと

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 その他内閣府令で定める書類

に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名

三 電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十二條の六十一の五第一項各号(第一号を除く。)のいずれにも該当しないこと

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第五十二條の六十一の四 内閣総理大臣は、第五十二條の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場

合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

四 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第五十二條の六十一の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は第五十二條の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産の基礎を有しない者

ロ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二條の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法第九十二條の五の九第一項において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二條の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法第一百七條第一項(特定信用事業電子決済等代行業に關する銀行法の準用)において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第一百十條第一項(登録)の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に關する法律第六條の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六條の五の二第一項(信用協同組合電子決済等代行業の登録)の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九條第九項(銀行法の準用)において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十五條の四第一項(登録)の登録の取消し

(6) 労働金庫法第九十四條第五項(銀行法の準用)において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十九條の五第一項(登録)の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五條の五の十第一項(農林中央金庫電子決済等代行業に關する銀行法の準用)において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十五條の五の二第一項(登録)の登録の取消し

(8) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十條の十九第一項又は第二項(登録の取消し等)の規定による同法第六十條の三(登録)の登録の取消し

この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(一)から(八)までの登録と同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含む。)の取消し

次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二條の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(2) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八條第二項(監督上の処分)の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(3) 農業協同組合法第九十二條の五の八第四項の規定による同法第九十二條の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(4) 水産業協同組合法第一百十六條第四項(電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業)の規定による同法第一百十條第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(5) 協同組合による金融事業に關する法律第六條の五の九第四項(電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業)の規定による同法第六條の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令

(6) 信用金庫法第八十五條の十一第四項(電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業)の規定による同法第八十五條の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(7) 労働金庫法第八十九條の十二第四項(電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業)の規定による同法第八十九條の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(8) 農林中央金庫法第九十五條の五の九第四項(電子決済等代行業者による農林中

次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二條の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法第九十二條の五の九第一項において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二條の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法第一百七條第一項(特定信用事業電子決済等代行業に關する銀行法の準用)において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第一百十條第一項(登録)の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に關する法律第六條の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六條の五の二第一項(信用協同組合電子決済等代行業の登録)の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九條第九項(銀行法の準用)において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十五條の四第一項(登録)の登録の取消し

(6) 労働金庫法第九十四條第五項(銀行法の準用)において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十九條の五第一項(登録)の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五條の五の十第一項(農林中央金庫電子決済等代行業に關する銀行法の準用)において準用する第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十五條の五の二第一項(登録)の登録の取消し

(8) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十條の十九第一項又は第二項(登録の取消し等)の規定による同法第六十條の三(登録)の登録の取消し

中央金庫電子決済等代行業)の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(9) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項(電子決済等代行業者による商工組合中央金庫電子決済等代行業)の規定による同法第六十条の二第一項(定義)に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(10) この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(一)から(九)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

ホ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

(1) 心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

(3) 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執

行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
(4) 法人が前号ハ(一)から(九)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(5) 法人が前号ニ(一)から(一〇)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

(6) 前号ハからホまでのいずれかに該当する者
三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
ロ 心身の故障により電子決済等代行業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ハ 前号ロ(二)から(五)までのいずれかに該当する者
二 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
(変更の届出)

第五十二条の六十一の六 電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。
三 電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
(廃業等の届出)

第五十二条の六十一の七 電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一 電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき、若しくは電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき、その電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人
二 電子決済等代行業者である個人が死亡したとき、その相続人
三 電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者
四 電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人
五 電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。
第二節 業務

第五十二条の六十一の八 電子決済等代行業者は、第二十一条各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 電子決済等代行業者の権限に関する事項
三 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項
四 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
五 その他内閣府令で定める事項

二 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業に関し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等代行業の

業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
第五十二条の六十一の九 削除
(銀行との契約締結義務等)

第五十二条の六十一の十 電子決済等代行業者は、第二十一条各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。
二 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 電子決済等代行業の業務(当該銀行に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項
二 当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項
三 その他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

三 銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
(銀行による基準の作成等)

第五十二条の六十一の十一 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
二 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。
三 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす電子決済等代行業

業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
第五十二条の六十一の九 削除
(銀行との契約締結義務等)

第五十二条の六十一の十 電子決済等代行業者は、第二十一条各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。
二 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 電子決済等代行業の業務(当該銀行に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項
二 当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項
三 その他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

三 銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
(銀行による基準の作成等)

第五十二条の六十一の十一 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
二 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。
三 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす電子決済等代行業

業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
第五十二条の六十一の九 削除
(銀行との契約締結義務等)

第五十二条の六十一の十 電子決済等代行業者は、第二十一条各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。
二 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 電子決済等代行業の業務(当該銀行に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項
二 当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項
三 その他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

三 銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
(銀行による基準の作成等)

第五十二条の六十一の十一 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
二 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。
三 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす電子決済等代行業

者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

第三節 監督

電子決済等代行業に関する帳簿書類

第五十二条の六十一の十二 電子決済等代行業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

電子決済等代行業に関する報告書

第五十二条の六十一の十三 電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第五十二条の六十一の十四 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関し取引する者又は当該電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関し取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第五十二条の六十一の十五 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関し取引する者若しくは電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関し取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

第五十二条の六十一の十六 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十二条の六十一の十七 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 電子決済等代行業者が第五十二条の六十一の五第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けたとき。
三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき。その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。
内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき。

き、又は電子決済等代行業者の所在(法人である場合にあつては、その法人を代表する役員が所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等代行業者から申出がないときは、当該電子決済等代行業者の第五十二条の六十一の二の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第五十二条の六十一の十八 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。

- 一 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録を取り消したとき。
二 第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録がその効力を失つたとき。

第四節 認定電子決済等代行業者協会

(認定電子決済等代行業者協会の認定)

第五十二条の六十一の十九 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この節において「認定業務」という)を行う者として認定することができる。

- 一 電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする。
二 電子決済等代行業者を社員(以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。
三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。
四 認定業務を適正かつ確実に履行に足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

二 会員の営む電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務。
三 会員の営む電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定。
四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査。
五 電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供。
六 会員の営む電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理。
七 電子決済等代行業の利用者に対する広報。
八 前各号に掲げるもののほか、電子決済等代行業の健全な発展及び電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務。

第五十二条の六十一の二十一 認定電子決済等代行業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定電子決済等代行業者協会でない者(信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定電子決済等代行業者協会の会員でない者(信用金庫法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(利用者の保護に資する情報の提供)
第五十二条の六十一の二十二 認定電子決済等代行業者協会は、第五十二条の六十一の二十九の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等代行業の利用者の保護に資する情報について、電子決済等代行業の利用者に提供できるようにしなければならない。

(利用者からの苦情に関する対応)
第五十二条の六十一の二十三 認定電子決済等代行業者協会は、電子決済等代行業の利用者か

ら会員の営む電子決済等代行業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定電子決済等代行業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定電子決済等代行業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定電子決済等代行業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(認定電子決済等代行業者協会への報告等)

第五十二条の六十一の二十四 会員は、電子決済等代行業者が行った利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定電子決済等代行業者協会に報告しなければならない。

2 認定電子決済等代行業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第五十二条の六十一の二十五 認定電子決済等代行業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定電子決済等代行業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務(当該認定電子決済等代行業者協会が信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。)の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第五十二条の六十一の二十六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号(定款の記載又は記録事項)に掲げる事項及び第五十二条の六十一の十九第二号に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等代行業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十二条の六十一の二十第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第五十二条の六十一の二十七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定電子決済等代行業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等)

第五十二条の六十一の二十八 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定電子決済等代行業者協会への情報提供)

第五十二条の六十一の二十九 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行業者協会の求めに応じ、認定電子決済等代行業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等代行業者に関する情報であつて認定業務に資

するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

第五十二節 雑則

第五十二条の六十一の三十 電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章の七 指定紛争解決機関

第七節 通則

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十二条の六十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に係るものを取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱いを受けている者

ハ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消の日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取扱いを受けている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消の日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を正確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた銀行業関係業者の数の銀行業関係業者の総数に占め

る割合が一定以上であること。

る割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、銀行業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（指定の申請）

第五十二条の六十三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別
- 二 商号又は名称
- 三 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 役員の名又は商号若しくは名称
- 五 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
 - 二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- 六 業務規程
- 七 組織に関する事項を記載した書類
- 八 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有す

ることを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 その他内閣府令で定める書類

（秘密保持義務等）

第五十二条の六十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第五十二条の七十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十二条の六十七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（指定紛争解決機関の業務）

第五十二条の六十五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

第二節 業務

2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入銀行業関係業者（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行業関係業者をいう。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」という。）又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）
第五十二条の六十六 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第五十二条の七十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

（業務規程）
第五十二条の六十七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入銀行業関係業者が負担する負担金に関する事項
- 五 当事者から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
- 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めらるもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 指定紛争解決機関は、加入銀行業関係業者の顧客からの銀行業務等関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること
- 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入銀行業関係業者の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入銀行業関係業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと
- 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入銀行業関係業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと
- 四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、銀行業務等関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務等関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること

六 加入銀行業関係業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合においては、当該訴訟に係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと

七 加入銀行業関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと

八 前二号に規定する場合のほか、加入銀行業関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと

九 加入銀行業関係業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと

十 加入銀行業関係業者は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと

十一 前各号に掲げるもののほか、銀行業務等関連苦情の処理又は銀行業務等関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、銀行業関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該銀行業関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない

4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。
二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が銀行業務等関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を銀行業務等関連紛争の当事者とする銀行業務等関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととして指定紛争解決機関にあっては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士等の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。
六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入銀行業関係業者の顧客が指定紛争解決機関に対し銀行業務等関連苦情の解決の申立てをする場合又は銀行業務等関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の

申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入銀行業関係業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務等関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行業関係業者の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入銀行業関係業者の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務等関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行業関係業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。
十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる銀行業務等関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。
十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を銀行業務等関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。
十五 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。
三 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入銀行業関係業者が受諾しなければならぬものをいう。

一 当事者である加入銀行業関係業者の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾しないとき。
二 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行業関係業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行業関係業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。
四 顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行業関係業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている銀行業務等関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

五 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

第六十二条の六十八 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入銀行業関係業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入銀行業関係業者の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入銀行業関係業者の商号及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、銀行業務等関連苦情及び銀行業務等関連紛争を未然に防止し、並びに銀行業務等関連苦情の処理及び銀行業務等関連紛争の解決を促進するため、加入銀行業関係業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）
第五十二条の六十九 指定紛争解決機関は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱いの禁止）
第五十二条の七十 指定紛争解決機関は、特定の加入銀行業関係業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）
第五十二条の七十一 指定紛争解決機関は、第五十二条の七十三第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（指定紛争解決機関による苦情処理手続）
第五十二条の七十二 指定紛争解決機関は、加入銀行業関係業者の顧客から銀行業務等関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該銀行業務等関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入銀行業関係業者に対し、当該銀行業務等関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）
第五十二条の七十三 加入銀行業関係業者に係る銀行業務等関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入銀行業関係業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。
3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。
3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち

少なくとも一人は、第一号又は第三号(当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合に於ては、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合に於ては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合に於ては電子決済等取扱業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合に於ては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。)による紛争解決手続に付するものとす。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入銀行関係業者の顧客が当該銀行業務等関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することと認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、

又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停(第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができ。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入銀行関係業者の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならぬ。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項

二 第五十二条の六十七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 その他内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 銀行業務等関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

れ、又は第五十二条の六十二第二項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消の日に紛争解決手続が実施されていた銀行業務等関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務等関連紛争の当事者が第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消を知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したとき、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第五十二条の七十五 銀行業務等関連紛争について当該銀行業務等関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該銀行業務等関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができ。

一 当該銀行業務等関連紛争について、当該銀行業務等関連紛争の当事者間に紛争解決手続が実施されていること

二 前号の場合のほか、当該銀行業務等関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該銀行業務等関連紛争の解決を図る旨の合意があること

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(加入銀行関係業者の名簿の縦覧)

第五十二条の七十六 指定紛争解決機関は、加入銀行関係業者の名簿を公衆の縦覧に供しななければならない。

(名称の使用制限)

第五十二条の七十七 指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

第三節 監督

第五十二条の七十八 指定紛争解決機関は、第五十二条の六十三第一項第二号から第四号までに

掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)

第五十二条の七十九 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行関係業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき

二 その他内閣府令で定めるとき

(業務に関する報告書の提出)

第五十二条の八十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第五十二条の八十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があるとき、指定紛争解決機関の公正かつ的確な遂行のため必要があるとき、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入銀行関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求

があつたときは、これを提示しなければならない。
4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第五十二条の八十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に關し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることが出来る。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。
一 第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合
二 第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(紛争解決等業務の休廃止)
第五十二条の八十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内

に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。))から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。)が実施されてきた当事者、当該当事者以外の加入銀行業関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。
(指定の取消し等)

第五十二条の八十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。
一 第五十二条の六十二第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。
二 不正の手段により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けたとき。
三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。
一 第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合
二 第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)
3 第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入銀行業関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

第八章 雑則

(届出事項)
第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一 営業を開始したとき。
二 第十六条の二第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならない)とされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五十一条(認可)の規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第三十条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)、又は子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき(第五号の場合を除く。)
四 資本金の額を増加しようとするとき。
五 この法律の規定による認可を受けた事項を履行したとき。
六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。
七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。
八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

銀行主要株主(銀行主要株主であつた者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するとき

は、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一 第五十二条の九第一項の認可に係る銀行主要株主となつたとき、又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたとき。
二 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき。
三 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)

四 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなつたとき(前号及び次号の場合を除く。)
五 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。))又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

六 その総株主の議決権の百分の五十を超える議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。
七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。
3 銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一 第五十二条の十七第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき、又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。
二 銀行を子会社とする持株会社でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)
三 第五十二条の二十三第一項第十号から第十三号までに掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならない)とされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十二条の三十五第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)、又は子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき、若しくは特例子会社対象会社に該当する

持株特定子会社が当該特例子会社対象会社に該当しない持株特定子会社になったとき（第七号の場合及び第五十二条の二十三の二第八項の規定による届出をした場合を除く。）。

五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行を子会社とする持株会社を設立するものに限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

六 資本金の額を変更しようとするとき。

七 この法律の規定による認可（第一号に規定する認可を除く。）を受けた事項を実行したとき。

八 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなったとき。

九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

四 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

五 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を開始したとき、委託銀行との間で第五十二条の六十の十四の契約を締結したとき、その他内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

六 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で第五十二条の六十の十の第一項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

七 第二項第六号及び第三項第八号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなった銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の議決権について準用する。

（認可等の条件）

第五十四条 内閣総理大臣は、この法律の規定による認可、承認又は認定（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

二 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

（認可の失効）

第五十五条 銀行、銀行主要株主（第五十二条の九第一項の認可のうち設立に係るものを受けた

者を含む。）又は銀行持株会社（第五十二条の十七第一項の認可を受けた者を含む。）がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

二 前項に規定するもののほか、第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可（以下この項において「主要株主認可」という。）については、当該主要株主認可に係る銀行主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る銀行を子会社とすることについて第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

三 第一項に規定するもののほか、第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る銀行持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

（内閣総理大臣の告示）

第五十六条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第二十六条第一項又は第二十七条の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 第二十七条又は第二十八条の規定により第四十一条の免許を取り消したとき。

三 銀行が第四十一条第四号の規定に該当して第四十条第一項の免許が効力を失つたとき。

四 第五十条の規定により外国銀行に対する第四十一条の免許が効力を失つたとき。

五 第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消したとき。

六 第五十二条の三十四第一項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

七 第五十二条の三十四第一項の規定により銀行持株会社の子会社である銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 第五十二条の三十四第四項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

九 前条の規定により第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

十 第五十二条の五十六第一項の規定により第五十二条の三十六第一項の許可を取り消したとき。

十一 第五十二条の五十六第一項の規定により銀行代理業者の銀行代理業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十二 第五十二条の五十七の規定により第五十二条の三十六第一項の許可が効力を失つたとき。

十三 第五十二条の六十の二十三第一項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十四 第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録を取り消したとき。

十五 第五十二条の六十の二十三第二項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

十六 第五十二条の六十の二十五の規定による認定をしたとき。

十七 第五十二条の六十の三十四第二項の規定により第五十二条の六十の二十五の認定を取り消したとき。

十八 第五十二条の六十の三十四第二項の規定により認定電子決済等取扱業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

十九 第五十二条の六十の三十六第二項の規定により第五十二条の六十の三の登録が効力を失つたとき。

二十 第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録が効力を失つたとき。

二十一 第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業者の電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

二十二 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録を取り消したとき。

二十三 第五十二条の六十一の十九の規定による認定をしたとき。

二十四 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により第五十二条の六十一の十九の認定を取り消したとき。

二十五 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二十六 第五十二条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消したとき。

（銀行等の公告方法）

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

（電子公告による公告をする期間等）

第五十七条の二 銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日

二 第十六条第一項前段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

三 第十六条第一項後段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

四 第二十條第四項又は第五十二条の二十八第三項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日

五 前各号に掲げた公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

六 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電子公告調査の規定の適用）

第五十七条の三 銀行又は銀行持株会社に対する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項

二十五 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二十六 第五十二条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消したとき。

（銀行等の公告方法）

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

（電子公告による公告をする期間等）

第五十七条の二 銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日

二 第十六条第一項前段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

三 第十六条第一項後段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

四 第二十條第四項又は第五十二条の二十八第三項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日

五 前各号に掲げた公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

六 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電子公告調査の規定の適用）

第五十七条の三 銀行又は銀行持株会社に対する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項

二十五 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二十六 第五十二条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消したとき。

（銀行等の公告方法）

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

（電子公告による公告をする期間等）

第五十七条の二 銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日

二 第十六条第一項前段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

三 第十六条第一項後段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

四 第二十條第四項又は第五十二条の二十八第三項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日

五 前各号に掲げた公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

六 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電子公告調査の規定の適用）

第五十七条の三 銀行又は銀行持株会社に対する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項

二十五 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二十六 第五十二条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消したとき。

（銀行等の公告方法）

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

（電子公告による公告をする期間等）

第五十七条の二 銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日

二 第十六条第一項前段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

三 第十六条第一項後段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

四 第二十條第四項又は第五十二条の二十八第三項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日

五 前各号に掲げた公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

六 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電子公告調査の規定の適用）

第五十七条の三 銀行又は銀行持株会社に対する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項

二十五 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二十六 第五十二条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消したとき。

（銀行等の公告方法）

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

（電子公告による公告をする期間等）

第五十七条の二 銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日

二 第十六条第一項前段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

三 第十六条第一項後段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

四 第二十條第四項又は第五十二条の二十八第三項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日

五 前各号に掲げた公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

六 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電子公告調査の規定の適用）

第五十七条の三 銀行又は銀行持株会社に対する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項

二十五 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二十六 第五十二条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消したとき。

（銀行等の公告方法）

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

（電子公告による公告をする期間等）

第五十七条の二 銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日

二 第十六条第一項前段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

三 第十六条第一項後段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日

四 第二十條第四項又は第五十二条の二十八第三項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日

五 前各号に掲げた公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

六 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電子公告調査の規定の適用）

第五十七条の三 銀行又は銀行持株会社に対する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項

の規定並びに銀行法第十六条第一項、第二十条第四項及び第五十二条の二十八第三項の規定とする。

第五十七条の四 銀行又は銀行持株会社は、次に掲げる事項の登記をしなければならない。

- 一 第二十条第六項の規定による措置をとることとするときは、同項に規定する中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報についてその提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの
二 第五十二条の二十八第五項の規定による措置をとることとするときは、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

(財務大臣への協議)

第五十七条の五 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
二 第二十七条又は第二十八条の規定による第四項第一項の免許の取消し
(財務大臣への通知)

第五十七条の六 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第五十三条第一項の規定による届出(同項第八号に係るもののうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

- 一 第四条第一項の規定による免許
二 第十六条の二第四項(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四項(定義)に規定する破綻金融機関に該当する銀行を子会社とする場合に限る。)、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可

- 三 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第四項、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第三項、第五十二条の十七第五項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)
四 第二十七条又は第二十八条の規定による第四項第一項の免許の取消し
五 第五十二条の九第五項若しくは第二項ただし書の認可の取消し又は第五十二条の三十四第一項の規定による第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し
(財務大臣への資料提出等)

第五十七条の七 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、銀行に係る制度の企画又は立案をするため必要と認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、銀行に係る制度の企画又は立案をするため必要と認めるときは、その必要の限度において、銀行、銀行主要株主、銀行持株会社、銀行代理業者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。(内閣府令への委任)

第五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、許可、認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。(権限の委任)

第五十九条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。(経過措置)

第六十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して、免許を受けないで銀行業を営んだとき
二 不正の手段により第四条第一項の免許を受けたとき
三 第九条の規定に違反して、他人に銀行業を営ませたとき
四 第十三条の四、第五十二条の二の五、第五十二条の四十五の二又は第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九条第一項の規定に違反したとき
五 第五十二条の三十六第一項の規定に違反して、許可を受けないで銀行代理業を営んだとき
六 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けたとき
七 第五十二条の四十一(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に銀行代理業(第五十二条の二の十において準用する場合にあつては、外国銀行代理業務)を営ませたとき
八 不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき
九 第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に電子決済等取扱業を営ませたとき
十 第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき
十一 第五十二条の六十一の二の規定に違反して、登録を受けないで電子決済等代行業を営んだとき
十二 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けたとき
第六十一条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第五十二条の十七第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会社とする持株会社を設立したとき

- 二 第五十二条の十七第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき
三 第五十二条の十七第五項の規定による命令に違反して銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき
第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
一 第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき
二 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項、第五十二条の五十六第一項、第五十二条の六十の二十三第一項又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき
三 第五十二条の六十の三十四第二項又は第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき
第六十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき
二 第五十二条の六十九の規定に違反したとき
三 第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき
四 第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対し回答をせず、若しくは虚偽の回答をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
五 第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反したとき

第六十三條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第五十二条の二十七、第五十二条の五十一項（第五十二条の十の十において準用する場合を含む）、第五十二条の六十の十九若しくは第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

一 第二十条第四項、第五十二条の二十八第三項若しくは第五十二条の六十の三十六第三項の規定に違反して、これらの規定による公告をせず、若しくは第二十条第六項若しくは第五十二条の二十八第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

一 第三 第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十二条の二の六第二項、第五十二条の二十九第二項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

二 第二十四条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第五十二条の七、第五十二条の十一、第五十二条の三十一第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三、第五十二条の六十の二十第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三 第二十五条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第二項、第五十二条の三十二第一項若しくは第二項、第五十二条の五十四第一項、第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十九条の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項に違反したとき。

五 第四十五条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反したとき。

六 第四十六条第三項において準用する第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 第五十二条の二の六第一項又は第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずに外国銀行代理業務を営んだとき。

七 第五十二条の三十四第一項の規定による命令（取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

八 第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類、第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二

項の規定によりこれに添付すべき書類又は第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

九 第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに銀行代理業務及び銀行代理業務に付随する業務以外の業務を営んだとき。

十 第五十四条第一項の規定により付した条件（第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

第六十三條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）、又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）、第五十二条の十において準用する場合を含む。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（銀行又は銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

二 第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三 第五十二条の六十の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（委託銀行又は電子決済等取扱業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

四 第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用したとき。

第六十三條の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三條の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十三條の二の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業務を営んだとき。

二 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業務を営んだとき。

三 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業務を営んだとき。

四 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業務を営んだとき。

又は第二十条の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二十九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二條の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と読み替へるものとす。

第六十三條の二の四 第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三條の二の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

四 準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

五 第五十二条の六十の三十三第一項若しくは第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十三條の二の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業務を営んだとき。

二 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業務を営んだとき。

三 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業務を営んだとき。

四 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業務を営んだとき。

五 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業務を営んだとき。

六 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業務を営んだとき。

府令で定める会社を除く。)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該銀行若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。

七 第十六条の四第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の二十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

八 第十六条の四第三項若しくは第五項又は第五十二条の二十四第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

九 第十八条の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。

十 第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)若しくは第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二

条の十五第一項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項、第五十二条の五十五、第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。

十一 第三十四条第五項(第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十二 第四十七条の二の規定に違反して同条に規定する額以上の資産を国内において保有しないとき。

十三 第四十八条、第五十二条第二項若しくは第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十四 第四十九條の二第二項又は第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十一条(電子公告調査)の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

十五 第五十二条の二の十一第一項、第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二

条の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第三項若しくは第五十二条の十七第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

十六 第五十二条の九第四項の規定による命令に違反して銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

十七 第五十二条の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。

十八 第五十二条の二十三第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで子会社対象銀行等を子会社としたとき(同条第一項第十四号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第六項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、若しくは同条第十二項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき若しくは同条第十四号に掲げる会社(同条第十二項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、同条第十五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社

を除く。)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該銀行持株会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、第五十二条の二十三の二第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象業務を営む特例子会社対象会社を特例特定子会社としたとき、若しくは同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは同条第四項ただし書の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む特例特定子会社としたとき、又は同条第八項の規定による届出をしな

いで、若しくは虚偽の届出をして、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を特例特定子会社としたとき(同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)。

十八 第五十二条の四十三(第五十二条の二十の十において準用する場合を含む。)の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

十九 第五十二条の四十九(第五十二条の二十の十において準用する場合を含む。)、第五十二条の六十の十八若しくは第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十 第五十四条第一項の規定により付した条件(第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第四項(同条第七項又は第十三項において準用する場合を含む。)、第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第四十七條の三、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第三項(同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。)、第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項、第五十二条の二十三の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))若しくは第七項又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可、

承認又は認定に係るものに限る。)に違反したとき。

二十一 第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用した者

二 第四十九条の二第二項又は第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十六條第三項(調査の義務等)の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第四十九条の二第二項又は第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号(財務諸表等の備置き及び閲覧等)又は第九百五十五条第二項各号(調査記録簿等の記載等)に掲げる請求を拒んだ者

四 第五十二条の七十六の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないのに第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二 第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十二条の六十の二十七第二項又は第五十二条の六十の二十一の二第二項の規定に違反して、その名称中に認定電子決済等取扱事業者協会又は認定電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第十章 没収に関する手続の特例

第六十八条 没収に関する手続の特例(第三者の財産の没収手続等)

第六十八条 第六十三条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第七十条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加

を許されていないときは、没収の裁判をするこ
とができない。

2 第六十三条の二の三第一項の規定により、地
上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に
存在する財産を没収しようとする場合におい
て、当該第三者が被告事件の手続への参加を許
されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第
五項まで（第三者の財産の没収手続等）の規定
は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がそ
の上に存在する財産を没収する場合において、
第六十三条の二の三第二項において準用する同
法第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規
定により当該権利を存続させるべきときについ
て準用する。この場合において、同法第二百九
条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあ
るの「銀行法第六十三条の二の三第二項に
おいて準用する前条第二項」と読み替えるもの
とする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関
する手続については、この法律に特別の定めが
あるもののほか、刑事事件における第三者所有
物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十
八年法律第三百十八号）の規定を準用する。
（没収された債権等の処分等）

第六十九条 金融商品取引法第二百九条の五第一
項（没収された債権等の処分等）の規定は第六
十三条の二の二の罪に関し没収された債権等
について、同法第二百九条の五第二項の規定は第
六十三条の二の二の罪に関し没収すべき債権の
没収の裁判が確定したときについて、同法第二
百九条の六（没収の裁判に基づく登記等）の規
定は権利の移転について登記又は登録を要する
財産を第六十三条の二の二の罪に関し没収する
裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係
機関に囑託する場合について、それぞれ準用す
る。

（刑事補償の特例）
第七十条 第六十三条の二の二の罪に関し没収す
べき債権等の没収の執行に対する刑事補償法
（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容
については、同法第四条第六項（補償の内容）
の規定を準用する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第九条第一項及び第二
項の規定は、公布の日から施行する。

（営業の免許に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に改正前の銀行法
（以下「旧法」という。）第二条の主務大臣の免
許を受けている者（旧法第三十九条第二項又は
旧法以外の法律若しくはこれに基づく命令の規
定により旧法第二条の主務大臣の免許を受けた
ものとみなされる者を含み、旧法第三十二条第
一項の規定により旧法第二条の主務大臣の免許
を受けている者を除く。）は、この法律の施行
の際に改正後の銀行法（以下「新法」という。）
第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものと
みなす。

（資本の額に関する経過措置）
第三条 新法第五条第一項の規定は、前条の規定
により新法第四条第一項の大蔵大臣の免許を受
けたものとみなされる銀行（以下「旧法の免許
を受けた銀行」という。）で、この法律の施行
の際現にその資本の額が新法第五条第一項の規
定に基づく政令で定める額を下回っているもの
については、この法律の施行の日（以下「施行
日」という。）から起算して五年を経過する日
までの間は、適用しない。

（海外現地法人に係る認可に関する経過措置）
第四条 この法律の施行の際現に旧法の免許を受
けた銀行が新法第九条第一項に規定する外国の
会社の発行済株式の総数又は出資の総額に同項
の規定に基づく大蔵省令で定める率を乗じて得
た数又は額を超えて当該外国の会社の株式又は
持分を保有しているときは、当該旧法の免許を
受けた銀行は、施行日から起算して三月以内に
その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 この法律の施行の際旧法の免許を受けた銀行
が第一号に掲げる許可を受け又は第二号に掲げ
る届出をしている株式又は持分の取得が新法第
九条第一項の規定に該当するものであるときは
は、当該旧法の免許を受けた銀行は、施行日か
ら起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け
出なければならない。

一 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四
年法律第二百二十八号）第二十一条第二項
（大蔵大臣の許可を要する資本取引）の規定
による許可
二 外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第
一項第四号（居住者による対外直接投資に係
る届出）の規定による届出（当該届出につ

き、同法第二十三条第二項（資本取引に係る
内容の審査及び変更勧告等）の規定による大
蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の
規定により当該届出に係る当該株式若しくは
持分の取得を行つてはならない期間を経過し
ている場合又は当該勧告を受け同条第四項の
規定により当該勧告を承諾する旨の通知がさ
れている場合に限る。）

3 前二項の規定により届出をした旧法の免許を
受けた銀行は、当該届出に係る株式又は持分の
取得につき新法第九条第一項の認可を受けたも
のとみなす。

第五条 削除
（同一人に対する信用の供与に関する経過措置）
第六条 新法第十三条第一項本文の規定は、この
法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に
規定する信用の供与が同項本文に規定する信用
供与限度額を超えている旧法の免許を受けた銀
行の当該信用の供与については、施行日から起
算して三月間は、適用しない。

2 新法第十三条の規定は、外国銀行支店につ
いては、施行日から起算して五年間は、適用し
ない。

（取締役に対する信用の供与に関する経過措置）
第七条 新法第十四条の規定は、施行日以後に銀
行の取締役が商法第二百六十五条の規定による
取締役会の承認を受ける新法第十四条第一項に
規定する信用の供与について適用し、施行日前
に商法第二百六十五条の規定による取締役会の
承認を受けた当該信用の供与については、なお
従前の例による。

（臨時休業等に関する経過措置）
第八条 新法第十六条の規定は、施行日以後に銀
行がその営業所又は代理店において臨時にその
業務の全部又は一部を休止する場合について適
用し、施行日前に旧法の免許を受けた銀行が臨
時に休業し、又は預金の払戻しを停止した場合
については、なお従前の例による。

（経理に関する経過措置等）
第九条 昭和五十六年四月から開始する銀行の営
業年度については、大蔵大臣の定めるところに
より、同月から昭和五十七年三月までとするこ
とができる。

2 昭和五十六年四月から開始する銀行の営業年
度を前項の規定によることとした場合における
銀行法（昭和二年法律第二十一号）第八条の規
定の適用については、同条中「毎決算期」とあ

るのは「当該営業年度ニ係ル決算期」と、「利
益準備金」とあるのは、「当該営業年度中二商
法第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為
ストキハ其ノ分配額ノ五分ノ一ヲ夫々利益準備
金」とする。

3 前項の規定中「銀行法（昭和二年法律第二十
一号）第八条の規定の適用」とあるのは、施行
日以後においては、「次条第一項の規定により
なお従前の例によることとされる旧法第八条の
規定」と読み替えるものとする。

第十条 新法第十七条及び第十八条の規定は、昭
和五十七年四月一日以後に開始する営業年度及
び当該営業年度に係る利益準備金の積立てにつ
いて適用し、同日前に開始した営業年度及び当
該営業年度に係る利益準備金の積立てについて
は、なお従前の例による。

2 新法第十九条から第二十二條までの規定は、
昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度
に係るこれらの規定に規定する書類について適
用し、同日前に開始した営業年度に係る旧法第
十条から第十二條ノ二までに規定する書類につ
いては、なお従前の例による。

（免許の取消し等に関する経過措置）
第十一条 新法第二十七条の規定は、施行日以後
にした行為に係る銀行の業務の停止、取締役又
は監査役の解任及び新法第四条第一項の内閣総
理大臣の免許の取消しについて適用し、施行日
前にした行為に係る旧法の免許を受けた銀行の
業務の停止、取締役又は監査役の改任及び主務
大臣の免許の取消しについては、なお従前の例
による。

（営業等の譲渡又は譲受けの認可に関する経過
措置）
第十二条 新法第三十条第三項又は第四項の規定
は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会
の決議に係る営業の譲渡若しくは譲受け又は事
業の譲受けについて適用する。

（合併の異議の催告に関する経過措置）
第十三条 新法第三十三条の規定は、施行日以後
に銀行が同条に規定する合併の決議をした場合
における同条に規定する催告について適用し、
施行日前にした合併の決議に係る催告について
は、なお従前の例による。

（営業等の譲渡又は譲受けに伴う手続に関する
経過措置）
第十四条 新法第三十四条及び第三十五条の規定
は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会

の決議に係る公告及び催告並びに債権者の異議について適用する。

2 新法第三十六条の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る営業の譲渡について適用する。

(廃業等の公告等に関する経過措置)

第十五条 新法第三十八条の規定は、施行日以後に新法第三十七条第一項の規定による認可を受けた場合について適用し、施行日前に旧法第二十五条の規定による認可を受けた場合については、なお従前の例による。

(免許の取消しによる解散等に関する経過措置)

第十六条 附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法の免許を受けた銀行に係る主務大臣の免許の取消しは、新法第二十七条又は第二十八条の規定による新法第四十条第一項の大蔵大臣の免許の取消しとみなして、新法第四十条、第四十二条及び第五十六条第二号の規定を適用する。

(免許の失効に関する経過措置)

第十七条 新法第四十一条第四号の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法第四十条第一項の内閣総理大臣の免許について適用し、施行日前に旧法の免許を受けた銀行に係る旧法第二条の主務大臣の免許については、なお従前の例による。

(他業会社への転移等に関する経過措置)

第十八条 新法第四十三条の規定は、施行日以後に銀行が新法第四十一条第一号の規定に該当して新法第四十条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合及び施行日以後に銀行等以外の会社が合併により銀行の預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前日において旧法第二十六条の規定の適用を受けている会社に対する主務大臣の監督については、なお従前の例による。

(清算人の任免及び清算の監督に関する経過措置)

第十九条 新法第四十四条及び第四十五条の規定は、施行日以後に銀行が解散した場合について適用し、施行日前に開始された清算に係る旧法第二十七条第二項及び第二十八条並びに第二十九条に規定する清算人の解任及び選任並びに監督については、なお従前の例による。

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等に関する経過措置)

第二十条 新法第四十六条の規定は、施行日以後に開始される銀行(銀行が解散した場合にお

る当該銀行であつた会社を含む。)の清算手続、破産手続、和議手続、整理手続又は更生手続について適用し、施行日前に開始された旧法第三十条及び第三十一条に規定する清算、破産又は強制和議については、なお従前の例による。

(外国銀行支店に係る営業の免許に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に旧法第三十条第一項の規定により旧法第二条の主務大臣の免許を受けている者は、この法律の施行の際に新法第四十七条第一項の規定により新法第四十条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第四十条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に当該免許に係る外国銀行支店の代表者の氏名を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(外国銀行支店の資料の提出等に関する経過措置)

第二十二条 新法第四十八条第一項の規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度に係る同項に規定する資料の提出について適用する。

(外国銀行の駐在員事務所の設置の届出等に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に新法第五十条第一項の施設を設置している外国銀行は、施行日から起算して三月以内に当該施設について同項に規定する業務の内容、施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

(認可の失効に関する経過措置)

第二十四条 新法第五十五条の規定は、施行日以後に銀行が受ける新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

第二十五条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五十六年六月九日法律第七五号) 抄

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行する。

附則 (昭和五十八年二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることとされる。

附則 (昭和六三年五月三十一日法律第七五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の銀行法附則第五十一条の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている銀行は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の銀行法附則第五十一条の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六三年五月三十一日法律第七五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成四年六月二六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(銀行法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に一の銀行等(第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)第四条第五項に規定する銀行等をいう。以下この条において同じ。)が新銀行法第十六条の四第一項第二号(第二条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下「新長期信用銀行法」という。)第十七条又は第三条の規定による改正後の外国為替銀行法(以下「新外国為替銀行法」という。)第十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に掲げる会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額(以下「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分(以下「株式等」という。)を所有しているときは、当該銀行等は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際銀行等が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしていない株式等の取得(施行日において実行していないものに限る。)が、新銀行法第十六条の四第一項第二号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等の取得となるときは、当該銀行等は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

1 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十一条第二項の規定による許可

規定による許可

二 外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第一項第四号の規定による届出(当該届出につき、同法第二十三條第二項の規定による大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式等の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を承諾する旨の通知がされている場合に限る。)

3 新銀行法第十六條の四第三項(新長期信用銀行法第十七條又は新外国為替銀行法第十一條において準用する場合を含む。)(以下「新銀行法」といふ。)

4 第一項又は第二項の規定により届出をした銀行等は、当該届出に係る株式等の取得又は所有につき、施行日において新銀行法第十六條の四第一項(新長期信用銀行法第十七條又は新外国為替銀行法第十一條において準用する場合を含む。)(以下「旧長期信用銀行法」といふ。)

5 施行日前に第一條の規定による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」といふ。)

第三十二條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十三條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

附則 (平成五年六月一日法律第六三三号)

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成八年六月二日法律第九四号) 抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第二項、附則第三條第九項及び第十項、附則第三條第七項及び第八項、附則第十條第二項及び第三項並びに附則第十一條の規定は、公布の日から施行する。(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 銀行、長期信用銀行又は外国為替銀行は、施行日前においても、第一條の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」といふ。)

2 前項の大蔵大臣の認可を受けた者は、施行日において新銀行法第十七條の二第一項(新長期信用銀行法第十七條又は新外国為替銀行法第十一條において準用する場合を含む。)(以下「新銀行法」といふ。)

3 新銀行法第二十六條第二項(新長期信用銀行法第十七條、新外国為替銀行法第十一條、第四條の規定による改正後の信用金庫法(以下「新信用金庫法」といふ。)

6 第六條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協同法」といふ。)

7 第七條の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」といふ。)

8 第八條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協同法」といふ。)

よることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成九年五月二日法律第五五号) 抄

第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十一号)の施行の日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成九年六月二〇日法律第一〇二号) 抄

第一条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一〇一号)の施行の日から施行する。(施行期日)

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託(大蔵大臣等がした処分等)に關する経過措置

業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「旧担保附社債信託法」といふ。)

の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、無尽業法の信託業務の簡素化に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、農林中央金庫法、無尽業法、預金保険法、農林中央金庫法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同

業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「旧担保附社債信託法」といふ。)

の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、無尽業法の信託業務の簡素化に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、農林中央金庫法、無尽業法、預金保険法、農林中央金庫法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同

業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同

業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同

業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同

業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同

事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保付社債信託法」という。）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保付社債信託法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に對してされている申請、届出その他の行為は、新担保付社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保付社債信託法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保付社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保付社債信託法等の規定を適用する。

（大蔵省令等に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際に効力を有する旧担保付社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保付社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

（罰則に関する経過措置）
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年二月一〇日法律第一一七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成九年二月一二日法律第一二〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）、及び第四条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社及び新保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成九年二月一二日法律第一二〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第二十号）の施行の日から施行する。

附則（平成一〇年六月一五日法律第一〇六号）抄
この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

附則（平成一〇年六月一五日法律第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）、並びに同法第八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二條中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第三百三十六条、第四百九条、第四百三十八條、第四百四十七條、第四百四十九條、第四百五十八條、第四百六十四條、第四百八十七條（大蔵省設置法（昭和二十四年法

律第四百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）、及び第八十八條から第九十条までの規定（平成十年七月一日）
（銀行法等の一部改正に伴う経過措置）
第二百一十條 第十条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）、第十三條第一項（第十一條の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）、第十三條、第十三條の規定による改正後の信用金庫法（以下「新信用金庫法」という。）、第八十九條、第十四條の規定による改正後の労働金庫法（以下「新労働金庫法」という。）、第九十四條、及び第十六條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下「新協同法」という。）、第六條において準用する場合（以下この条から附則第五五条までにおいて「新長期信用銀行法第十七條等」という。）、を含む。以下この項及び次項において同じ。）、の規定は、この法律の施行の際現に新銀行法第十三條第一項に對する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等）をいう。以下この項及び次項において同じ。）、の額が信用供与等限度額（同条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている銀行（新銀行法第二條第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）、長期信用銀行（新長期信用銀行法第二條に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）、信用金庫若しくは信用労働金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会（新協同法第二條第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）（以下この条から附則第五五条までにおいて「銀行等」という。）、の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会（労働金庫又は労働金庫連合会にあっては金融再生委員会及び労働大臣とし、信用協同組合又は信用協同組合連合会にあっては新協同法第七條第一項に規定する行政庁とする。以下この項及び次項において同じ。）に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等を行うときは、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その

他のやむを得ない理由がある場合において同日までに金融再生委員会の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において新銀行法第十三條第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新銀行法第十三條第二項（新長期信用銀行法第十七條等において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行の際現に新銀行法第十三條第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている銀行等及び当該銀行等の子会社等（同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該銀行等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等又は当該銀行等の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしていないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において当該銀行等が同日までに金融再生委員会の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において新銀行法第十三條第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

3 新銀行法第五十二條の六第一項（新長期信用銀行法第十七條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行の際現に新銀行法第五十二條の六第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。）の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額（同条第一項に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新銀行法第二條第十一項に規定する銀行持株会社（以下この項において「銀行持株会社」という。）若しくはその子会社等（新銀行法第五十二條の六第一項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は新長期信用銀行

律第四百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）、及び第八十八條から第九十条までの規定（平成十年七月一日）
（銀行法等の一部改正に伴う経過措置）
第二百一十條 第十条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）、第十三條第一項（第十一條の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）、第十三條、第十三條の規定による改正後の信用金庫法（以下「新信用金庫法」という。）、第八十九條、第十四條の規定による改正後の労働金庫法（以下「新労働金庫法」という。）、第九十四條、及び第十六條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下「新協同法」という。）、第六條において準用する場合（以下この条から附則第五五条までにおいて「新長期信用銀行法第十七條等」という。）、を含む。以下この項及び次項において同じ。）、の規定は、この法律の施行の際現に新銀行法第十三條第一項に對する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等）をいう。以下この項及び次項において同じ。）、の額が信用供与等限度額（同条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている銀行（新銀行法第二條第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）、長期信用銀行（新長期信用銀行法第二條に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）、信用金庫若しくは信用労働金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会（新協同法第二條第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）（以下この条から附則第五五条までにおいて「銀行等」という。）、の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会（労働金庫又は労働金庫連合会にあっては金融再生委員会及び労働大臣とし、信用協同組合又は信用協同組合連合会にあっては新協同法第七條第一項に規定する行政庁とする。以下この項及び次項において同じ。）に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等を行うときは、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その

法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社（以下この項において「長期信用銀行持株会社」という。）若しくはその子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社（以下この項及び附則第二百五条において「銀行持株会社等」という。）が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行持株会社若しくはその子会社等又は当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしなさいこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において当該銀行持株会社等が同日までに金融再生委員会の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日の翌日において新銀行法第五十二条の六第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

第二百三十三条 新銀行法第十三条の二（新長期信用銀行法第十七条等）において準用する場合を含む。の規定は、銀行等が施行日以後にする取引又は行為について適用し、銀行等が施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第二百四十四条 新銀行法第十六条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の子会社（新銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）としている銀行の当該会社について、当該銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の銀行は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

3 平成十三年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、新銀行法第十六条の二第一項第四号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社のうち、同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

4 施行日前に、第十条の規定による改正前の銀行法（以下「旧銀行法」という。）第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に規定する認可（当該認可に係る旧銀行法第五十五条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新銀行法第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により内閣総理大臣がした同条第四項に規定する認可（当該認可に係る新銀行法第五十五条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又は新銀行法第五十六条の二第四項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に銀行が新銀行法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等（当該銀行が旧銀行法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している会社を除く。次項において同じ。）を子会社としている場合には、当該銀行は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出なければならぬ。

6 前項の規定による届出をした銀行は、当該届出に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにつき、施行日において新銀行法第十六条の二第四項の認可を受けたものとみなす。

7 新銀行法第十六条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等（新銀行法第二条第七項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している銀行又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該銀行又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を

合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

第二百五条 新銀行法第十九条第二項及び第三項（同条第二項に規定する中間業務報告書に係る部分を除く。）（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。）並びに新銀行法第二十一条第一項から第三項まで（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。）の規定並びに新銀行法第二十条第二項及び第五十二条の十一（同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分を除く。）（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）並びに新銀行法第五十二条の十二並びに第五十二条の十三第一項及び第二項（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、銀行等又は銀行持株会社等の平成十年四月一日以後に開始する営業年度又は事業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、銀行等又は銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度又は事業年度に係る貸借対照表その他の書類については、なお従前の例による。

2 新銀行法第十九条第二項及び第三項（同条第二項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。）（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）並びに新銀行法第五十二条の十一（同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。）（新長期信用銀行法第五十二条の十一（同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。）（新長期信用銀行法第五十二条の十一（同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。））の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社等の平成十一年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書について適用し、銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

第二百四十七条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあっては、地方支分部局の長）に委任することができる。

第八十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第八十九條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九十條 附則第二条から第四十六条まで、第九十三条、第九十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第九十一条 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんがみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号）

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第三十号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀

行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行

法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十一年八月二三日法律第一二五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第三項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第三項及び第二十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ二第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第五十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十三条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十一条中水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第五十五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第四十二条第一項の改正規定、附則第十四条中信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十一条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十六条の規定、附則第二十七条中保険業法（平成七年法律第五号）第十五条に一項を加える改正規定、同法第五十五条第一項及び第二項、第二百二十二条第一項並びに第一百

二条の二第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第一百五十二条第二項、第一百八条第一項、第一百九条及び第九十九条の改正規定並びに同法附則第五十九条第二項及び附則第九十条第二項を削る改正規定、附則第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第一条第一項及び第二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九十二条第四項、第九百九十六条第二項及び第九百九十四条の規定 公布の日

二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定 平成十二年七月一日

附則（平成二十一年二月二二日法律第一二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立があつた場合は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一から十五まで 略

十六 銀行法第四十六条第一項（罰則の適用に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十二年五月三十一日法律第九一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附則（平成十二年五月三十一日法律第九六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）
第四十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十二年五月三十一日法律第九七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第五十条

2 前項の規定による改正後の銀行法第十条第七項の規定の適用については、旧特定目的会社並びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法の規定による特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

（処分等の効力）
第六十四条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前の

それぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第六十五条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十二年一月二十九日法律第一一九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成十三年六月二十七日法律第七五号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成十三年六月二十九日法律第八〇号）

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附則（平成十三年一月九日法律第一一七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中銀行法第十七条の二を削る改正規定及び第四十七条第二項の改正規定（一、第十七条の二）を削る部分に限る。、第三条中保険業法第百十二条の二を削る改正規定及び第二百七十条の六第二項第一号の改正規定、第四条中第五十五条の三を削る改正規定、第八条、第九条、第十三条並びに第十四条の規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- （外国銀行支店に係る営業の免許に関する経過措置）

（改正前の銀行法（以下「旧銀行法」という。））
第四十七条第一項の内閣総理大臣の免許（以下この条において「旧免許」という。）を受けている外国銀行のうち、その受けている旧免許の数が一であるものについては、この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）第四十七条第一項の規定により新銀行法第四十一条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新銀行法第四十七条第一項の規定により新銀行法第四十一条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなされる外国銀行以外の外国銀行は、この法律の施行前において、当該外国銀行が受けている旧免許に係る外国銀行支店のうち一外国銀行支店を新銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店として定め、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届け出ることができる。

3 この法律の施行前に前項の規定による届出をした外国銀行であつて、この法律の施行の際に旧免許を受けているものは、施行日において新銀行法第四十七条第一項の規定により新銀行法第四十一条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

（銀行の株主に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に存する銀行の株式の所有者に対する新銀行法第七章の二の規定（第三節の規定を除く。）の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新銀行法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧銀行法第十六条の二第四項又は第五項ただし書の認可を受けて他の銀行を子会社として行っている銀行は、当該他の銀行の株式の所有につき、施行日に新銀行法第五十二条の九第二項ただし書の認可を受けたものとみなす。

（権限の委任）
第十三条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（処分等の効力）
第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれの従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第二十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新銀行法、新長期信用銀行法及び新保険業法の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案

するものとする。

し、新銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主、新長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主及び新保険業法第二条第十四項に規定する保険主要株主に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年五月二九日法律第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第八十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一五年五月三〇日法律第五四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三項第一項、第四項、第五項第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
5 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信業務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、遊漁船業の適正化に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。）（政令への委任）

（政令への委任）
第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月九日法律第九七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第三十三条の三、第六十四号の二第二項第二号及び第六十四号の七第五項の改正規定、同法第六十五条の二第五項の改正規定（「及び第七号」を「、第七号及び第十二号」に改める部分に限る。）並びに同法第一百四十四条、第六百六十三条第二項並

びに第二百七条第一項第一号及び第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律（以下この条において「外国証券業者法」という。）第三十六条第二項の改正規定、第四十条中投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資信託法」という。）第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「投資顧問業法」という。）第二十九条の三の改正規定、第十一条及び第十二条の規定、第十三条中小企業等協同組合法第九條の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定。この法律の公布の日（罰則の適用に関する経過措置）

（罰則の適用に関する経過措置）
第二十二條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年一月二三日法律第一五四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）
第二百一十一條 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づき命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれ

びに第二百七条第一項第一号及び第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律（以下この条において「外国証券業者法」という。）第三十六条第二項の改正規定、第四十条中投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資信託法」という。）第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「投資顧問業法」という。）第二十九条の三の改正規定、第十一条及び第十二条の規定、第十三条中小企業等協同組合法第九條の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定。この法律の公布の日（罰則の適用に関する経過措置）

（罰則の適用に関する経過措置）
第二十二條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年一月二三日法律第一五四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）
第二百一十一條 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づき命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれ

びに第二百七条第一項第一号及び第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律（以下この条において「外国証券業者法」という。）第三十六条第二項の改正規定、第四十条中投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資信託法」という。）第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「投資顧問業法」という。）第二十九条の三の改正規定、第十一条及び第十二条の規定、第十三条中小企業等協同組合法第九條の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定。この法律の公布の日（罰則の適用に関する経過措置）

十二条の六十一第二項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定による届出をするまでの間は、適用しない。

第四条 銀行（新銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）又は長期信用銀行（第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）の支店その他の営業所又は代理店の設置又は廃止に関する新銀行法第八条第一項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第五条 銀行又は長期信用銀行の外国における支店その他の営業所又は代理店の設置又は廃止に関する新銀行法第八条第二項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第六条 新銀行法第八條第三項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に締結する外国における業務の委託契約について適用する。

第七条 新銀行法第十三條の二（新長期信用銀行法第十七条、第三条の規定による改正後の信用金庫法（以下「新信用金庫法」という。）第八十九條第一項、第四條の規定による改正後の労働金庫法（以下「新労働金庫法」という。）第九十四條第一項及び第六條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下「新協金法」という。）第六條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、銀行等（銀行、長期信用銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会（新協金法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。）をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）の施行日以後にする取引又は行為について適用し、銀行等の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第八条 新銀行法第二十条、第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社（新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（新長期信用銀行法第六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の施行日以後に開始する営業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の施行日前に開始した営業年度に係るこれらの書類については、なお従前の例による。

2 新銀行法第二十一条第一項及び第二項（新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九條第一項及び新協金法第六條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、施行日前に開始した銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの書類については、なお従前の例による。

第九条 新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九條第三項、新労働金庫法第九十四條第三項及び新協金法第六條の五第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる新銀行法第二条第十四項に規定する行為（新長期信用銀行法第十六条の五第二項、新信用金庫法第八十五條の二第二項、新労働金庫法第八十九條の三第二項及び新協金法第六條の三第二項に規定する行為を含む。）について適用する。

2 新銀行法第五十二条の五十（新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九條第三項、新労働金庫法第九十四條第三項及び新協金法第六條の五第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する銀行代理業者、長期信用銀行代理業者（新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）、信用金庫代理業者（新信用金庫法第八十五條の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）、労働金庫代理業者（新労働金庫法第八十九條の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は信用協同組合代理業者（新協金法第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社（新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（新長期信用銀行法第六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の施行日以後に開始する営業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、施行日前に開始した銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の施行日前に開始した営業年度に係るこれらの書類については、なお従前の例による。

3 新銀行法第五十二条の五十一（新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九條第三項、新労働金庫法第九十四條第三項及び新協金法第六條の五第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する所屬銀行（新銀行法第二条第十六項に規定する所屬銀行をいう。）、所屬長期信用銀行（新長期信用銀行法第六條の五第三項に規定する所屬長期信用銀行をいう。）、所屬信用金庫（新信用金庫法第八十五條の二第三項に規定する所屬信用金庫をいう。）、所屬労働金庫（新労働金庫法第八十九條の三第三項に規定する所屬労働金庫をいう。）若しくは所屬信用協同組合（新協金法第六條の三第三項に規定する所屬信用協同組合をいう。）又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同（五）の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する報告書について適用する。

第十五条 新銀行法第五十二条の三十六第一項、新長期信用銀行法第六條の五第一項、新信用金庫法第八十五條の二第一項、新労働金庫法第八十九條の三第一項又は新協金法第六條の三第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新銀行法第五十二条の三十七（新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九條第三項、新労働金庫法第九十四條第三項又は新協金法第六條の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金を科する。

為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものと同みなす。

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一八年六月一四日法律第六十五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年六月一〇日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十二年六月二四日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二略

三 第一条中金融商品取引法第三十七条の六の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条、第四十五条第一号、第五十九条の六、第六十条の十三及び第六十六条の十四第一号の改正規定、同法第七十七条の二に一項を加える改正規定、同法第七十七条の三に一項を加える改正規定、同法第七十九条の三十一の改正規定並びに同法第五十六条の三十一の次に一条を加える改正規定、第二条中無尽業法目次の改正規定（「第十三条」を「第十三条ノ二」に改める部分に限る。）、同法第九条の改正規定及び同法第二章中第十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項及び第二条の二の改正規定、第四条中農業協同組合法第十一条の二の四の改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十二の次に三の改正規定、同法第十一条の十二の次に三の改正規定、同法第十二の次に三の改正規定、同法第十五条の九の三とし、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百零一条の五の改正規定、第六十条中中小企業等協同組合法第九条の

七の三及び第九條の七の四並びに第九條の七の五第二項の改正規定並びに同法第九條の九の次に二條を加える改正規定、第七條中信用金庫法第八十九條第一項の改正規定（「提供等」の下に、「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る。）、同法第二項の改正規定及び同法第八十九條の二の改正規定（第三十七條の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七條の六（書面による解除）を「第三十七條の五から第三十七條の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、第八條中長期信用銀行法第七十七條の二の改正規定（第三十七條の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七條の六（書面による解除）を「第三十七條の五から第三十七條の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、第九條中労働金庫法第九十四條第一項の改正規定（「提供等」の下に、「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る。）、同法第二項の改正規定、第十條中銀行法第九十二条の三を同法第十二條の四とし、同法第十二條の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三條の四の改正規定、同法第五十二条の二の五の改正規定（第三十七條の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七條の六（書面による解除）を「第三十七條の五から第三十七條の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、及び同法第五十二条の四の五の改正規定、第十條中銀行法第九十二条の三を同法第十二條の四とし、同法第十二條の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三條の四の改正規定、同法第五十二条の二の五の改正規定（第三十七條の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七條の六（書面による解除）を「第三十七條の五から第三十七條の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、及び同法第五十二条の四の五の改正規定、第十條中貸金業法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第十二條中保険業法目次の改正規定（「第一百五條」を「第一百五條の三」に改める部分に限る。）、同法第九十九條第八項の改正規定、同法第二編第三章中第一百五條の次に二條を加える改正規定、同法第九十九條の改正規定、同法第二百四十四條第一項第三号の次に二號を加える改正規定、同法第二百七十二條の十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九條の次に一条を加える改正規定及び同法第三百條

の二の改正規定、第十三條中農林中央金庫法第五十七條の次に一条を加える改正規定、同法第五十九條の三の改正規定、同法第五十九條の七の改正規定（第三十七條の五、第三十七條の六）を「第三十七條の五から第三十七條の七まで」に改める部分に限る。）、及び同法第九十五條の五の改正規定、第十四條中信託業法第二十三條の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四條の二及び第五十條の二第二項の改正規定、第十五條中株式会社商工組合中央金庫法第二十九條の改正規定、第十七條中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（「第十九條」を「第十九條の二」に改める部分に限る。）、及び同法第三章中第十九條の次に一条を加える改正規定並びに附則第八條、第九條及び第十六條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十九條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二十條 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内（以下「改正後の各法律」という。）に規定する指定紛争解決機関（以下単に「指定紛争解決機関」という。）の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるとき

は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年六月二四日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十二年一月一九日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条

6 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年五月二五日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七條の二

第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十

号の三の次に三号を加える改正規定、同法第九十八号及び第九十七号第一項第三号の改正規定並びに同項第六号の改正規定（第九十八号（第五号及び第八号を除く。）を「第九十八号第四号の二」に改める部分に限る）、第六号中投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十八号の改正規定並びに附則第三十号及び第三十一号の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定、同法第三十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第三十六条の二第二項の改正規定、同法第六章中第七十一号の次に一条を加える改正規定、同法第八十一号及び第九十二号第三項の改正規定、同法第九十二号の二の次に一号を加える改正規定 同法第二百七号第一項第五号の改正規定並びに同項第六号の改正規定（「第二百七十七号」を「第二百七十八号の三、第二百七十九号」に改める部分に限る）、第二条の規定、第六号中投資信託及び投資法人に関する法律第九十一条、第二十六号第三項、第二十一条、第二十五条の二、第二十五条の二の改正規定、第十号中銀行法第二十一条中保険業法第九十八号第二項にただし書を加える改正規定及び同法第三百三十三号第一項の改正規定、第十二号の規定並びに附則第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十七号から第二十号まで及び第二十五条から第二十九号までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）
第十二条 第十号の規定による改正後の銀行法（次項及び附則第二十八号において「新銀行法」という。）第二十条第七項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る同条第四項の規定による公告について適用する。

2 新銀行法第五十二号の二十八第六項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る同条第三項の規定による公告について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三十号 この法律（附則第一条各号に掲げる規定）にあっては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年以内、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二三年五月二五日法律第五三三号）抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二四年三月三一日法律第二三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中保険業法第六十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定、同法第二百七十七号第一項の改正規定、同法第二百七十三号の四第二項第二号口の改正規定、同法第二百七十三号の五の改正規定、同法第二百七十九号第一項の改正規定、同法第二百七十九号の四第九項の改正規定（「第二百七十九号（次条第一項、第四百四十二条）」に改める部分及び「第三百三十九号第二項」を「第三百三十八号第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第三百三十五号第一項」とあるのは「第二百七十九号の四第八項」と、第三百三十九号第二項」に改める部分に限る。）、同法第二百七十一号の二第二項の改正規定、同法第二百七十一号の三第二項の改正規定、同法第二百七十一号の三第三項の改正規定、同法第二百七十三号第一項第三号及び第四十六号の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定（「第三百三十八号」を「第三百三十七号第五項及び第三百三十八号」に改める部分を除く。）、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表第九号の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「新保険業法第二編第七章第一節」を「保険業法第二編第七章第一節」に改める部分及び「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改める部分に限る。）、同項の表第三百三十七号第五項の次に次のように加える改正規定、同表第三百三十三号第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号の項の改正規定、同条第十二項から第十五項まで、第十七項から第十九項まで及び第二十一項の改正規定、同法附則第四条の二の表第三百条第一項第八号の項の改正規定、同法附則第十五条の改正規定、同法附則第三十三号の三の改正規定、同法附則第三十四号の二並びに第三十六号第一項及び第二項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一項及び第三項、附則第三条第一項及び第二項、第四条、第五号、第八号（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三百二条の改正規定に限る。）、並びに第九号から第十三号までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）
第十二条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定）にあっては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定）にあっては、当該規定（罰則に必要経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二四年九月二二日法律第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七号の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八号第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十九号の六第二号、第二百五号第十四号並びに第二百七号第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四号中農業協同組合法第十一号の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五号のうち水産業協同組合法第十一号の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八号の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二号の改正規定を除く。）、第十四号のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二号の二第二項第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五号の規定、第十九号のうち農林中央金庫法第五十八号中

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三号及び第十八号の規定 公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七号の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第七号、第九号から第十一条まで及び第十六号の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）
第十七号 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定）については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十八号 附則第二条から第五号まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年六月一九日法律第四五五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七号の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八号第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十九号の六第二号、第二百五号第十四号並びに第二百七号第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四号中農業協同組合法第十一号の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五号のうち水産業協同組合法第十一号の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八号の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二号の改正規定を除く。）、第十四号のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二号の二第二項第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五号の規定、第十九号のうち農林中央金庫法第五十八号中

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三号及び第十八号の規定 公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七号の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第七号、第九号から第十一条まで及び第十六号の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）
第十七号 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定）については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十八号 附則第二条から第五号まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年六月一九日法律第四五五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七号の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八号第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十九号の六第二号、第二百五号第十四号並びに第二百七号第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四号中農業協同組合法第十一号の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五号のうち水産業協同組合法第十一号の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八号の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二号の改正規定を除く。）、第十四号のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二号の二第二項第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五号の規定、第十九号のうち農林中央金庫法第五十八号中

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三号及び第十八号の規定 公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七号の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第七号、第九号から第十一条まで及び第十六号の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）
第十七号 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定）については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十八号 附則第二条から第五号まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年六月一九日法律第四五五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二條の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三條第二項の改正規定に限る。）、第三十条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第七條第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七條の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 略

三 第二条の規定、第四条中農業協同組合法第十一條の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一條の十一第一項及び第三項並びに第二百二十二條第二項の改正規定、第九條の規定、第十四條中銀行法第十三條第一項及び第三項、第二十四條第二項、第五十二條の第二十二項及び第二項並びに第五十二條の三十一項、第二項の改正規定、第十六條中保険業法第二百二十八條第二項、第二百九條第二項、第二百七十一條の二十七第二項、第二百七十二條の二十二第二項及び第二百七十二條の四十二項の改正規定、第十八條の規定、第十九條中農林中央金庫法第五十八條第一項及び第三項並びに第八十三條第二項の改正規定、第二十一条中信託業法第四十二條第三項及び第五十八條第二項の改正規定並びに附則第七條から第十三條まで、第十五條、第十六條及び第二十六條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（銀行法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 第十四條の規定による改正後の銀行法（以下この条において「新銀行法」という。）、第十三條第一項（第七條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この項において「新協金法」という。）、第六條第一項、第十條の規定による改正後の信用金庫法第八十九條第一項、第十一條の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この項及び第三項において「新長期信用銀行法」という。）、第十七條及び第十二條の規定による改正後の労働金庫法第九十四條第一項において準用する場合（次項において「新協金法第六條第一項等において準

用する場合」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三條第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等という。以下この項及び次項において同じ。）の額が信用供与等限度額（同条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新銀行法第二条第一項に規定する銀行、新長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは新協金法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会（以下この項及び次項において「銀行等」という。）の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。以下この項及び次項において同じ。）に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしなすこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において新銀行法第十三條第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2

新銀行法第十三條第二項（新協金法第六條第一項等において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三條第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている銀行等及び当該銀行等の子会社等（同条第二項に規定する子会社等という。以下この項において同じ。）又は当該銀行等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等が合算して当該信用の供与等をしなすこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等は、同日の翌日において新銀行法第五十二條の二十二第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

て、当該銀行等が、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等又は当該銀行等の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしなすこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において同条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

3

新銀行法第五十二條の二十二第一項（新長期信用銀行法第七條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第五十二條の二十二第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等という。以下この項において同じ。）の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額（同条第一項に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新銀行法第二条第十項に規定する銀行持株会社若しくはその子会社等（新銀行法第五十二條の二十二第一項に規定する子会社等という。以下この項において同じ。）又は新長期信用銀行法第六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社（以下この項において「銀行持株会社等」という。）が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行持株会社等が、当該銀行持株会社若しくはその子会社等又は当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等が合算して当該信用の供与等をしなすこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日の翌日において新銀行法第五十二條の二十二第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

第十四條 この法律の施行の際現に存する外国銀行支店（第十四條の規定による改正前の銀行法第四十七條第二項に規定する外国銀行支店をいう。）に対する第十四條の規定による改正後の銀行法第四十七條の二の規定の適用については、施行日から当該施行日の属する事業年度の翌事業年度末までの間は、同条中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額以下額の（権限の委任）」とする。

第十六條 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十七條 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十八條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年五月三〇日法律第四四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

その期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を電子決済等代行業者（新銀行法第二十八項に規定する電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新銀行法（第五十二条の六十一の十及び第五十二条の六十一の十一を除く。）の規定を適用する。この場合において、新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し」とあるのは、「電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を同項の規定により新銀行法第五十二条の六十一の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までにおける新銀行法第五十二条の六十一の十の規定の適用については、同条第一項中「は、第二十七項各号」とあるのは、「（第二十七項第一号）と、（二）を」とあるのは、「以下この条及び次条において同じ。」を行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、同号に掲げる行為を」と、「それぞれ当該各号」とあるのは、「同号」と、「電子決済等代行業」とあるのは、「電子決済等代行業（同号に掲げる行為を行うものに限る。以下この条及び次項並びに次条第二項において同じ。）とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定電子決済等代行業者協会又は認定電子決済等代行業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（銀行等による方針の決定等）
第十條 銀行等（銀行、農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業

協同組合連合会、水産業協同組合法第十條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）は、公布の日から起算して九月を経過する日までに主務省令で定めるところにより、電子決済等代行業者等（電子決済等代行業者、新農業協同組合法第九十二條の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、新水産業協同組合法第九十二條の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、信用協同組合電子決済等代行業者、信用金庫電子決済等代行業者、労働金庫電子決済等代行業者、農林中央金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、これを公表しなければならない。

2 前項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる銀行等の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

一 銀行 内閣総理大臣

（銀行等の努力義務）
第十一條 電子決済等代行業者等との間で新銀行法第五十二条の六十一の十第一項、新農業協同組合法第九十二條の五の三第一項、新水産業協同組合法第九十二條の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六條の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六條の五の三第一項、新信用金庫法第八十五條の五第一項、新信用金庫法第八十五條の七第一項、新労働金庫法第八十九條の六第一項、新労働金庫法第八十九條の八第一項、新農林中央金庫法第九十五條の五の三第一項、新農林中央金庫法第九十五條の五の五第一項又は新商工組合中央金庫法第六十條の十二第二項の契約を締結しようとする銀行等は、附則第二條第四項に規定する政令で定める日までに、当該電子決済等代行業者等が、その営む電子決済等代行業等（電子決済等代行業、新農業協同組合法第九十二條の五の三第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、新水産業協

同組合法第九十二條の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等取得することなく当該銀行等に係る電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

2 前項に規定する「識別符号等」とは、銀行等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十條 附則第二條から第九條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第二十一條 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（運用上の配慮）
第二十二條 電子決済等代行業等に関する改正後の各法律の規定の運用に当たっては、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三百三号）の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

附則（平成三〇年二月一四日法律第九五号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和元年六月七日法律第二八号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一條の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第三十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第三十二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。）、第八十五條、第九十二條、第九十七條（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。）、第九十一條、第九十四條、第九十九條、第一百零一條、第一百零四條（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。）及び第九十八條並びに次条並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條（国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一條（地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。）、第四十二條から第四十八條まで、第五十條、第五十四條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條から第六十九條まで、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定を除く。）、第七十六條、第七十七條、第七十九條、第八十條、第八十二條、第八十四條、第八十七條、第八十八條、第九十條（職業能力開発促進法第三十條の十九第九十條（職業能力開発促進法第三十條の十九第九十條の改正規定を除く。）、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第一百零五

條、第九十六條、第九十八條から第一百零五

で、第四百八条、第四百九条、第五百二条、第五百十三條、第五百十五條、第五百十六條、第五百十九條、第五百二十一條、第五百二十三條、第五百三十三條、第五百三十五條、第五百三十八條、第五百三十九條、第五百六十一條から第五百六十三條まで、第五百六十六條、第五百六十九條、第七十條、第七十二條（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九條第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第七十三條並びに附則第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及び第二十三條から第二十九條までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

第二條 この法律（前條各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この條及び次條において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格事項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七條 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保護人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を用途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則（令和元年二月一日法律第七一号）抄
この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九條中社債、株式等の振替に関する法律第二十六條九号の改正規定（「第六十八條第一項」を「第八十六條第一項」に改める部分に限る。）
- 第二十一條中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六條第二項及び附則第四條の改正規定、第四十一條中保険業法附則第一條の二十四第一項の改正規定、

定、第四十七條中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項の改正規定、第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七條の改正規定、第七十八條及び第七十九條の規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六條第一項の改正規定並びに第二百二十四條及び第二百五條の規定 公布の日

附則（令和二年六月二二日法律第五〇号）抄
第一條（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十七條の規定 公布の日（政令への委任）
- 第二十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
- （検討）
- 第二十八條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この條において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和三年五月二六日法律第四六号）抄
第一條（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一條中銀行法第五十二條の二の五の改正規定及び同法第五十二條の四十五の二の改正規定、第三條中金融商品取引法第三十七條の六（見出しを含む。）の改正規定、第七條中信用金庫法第八十九條の二の改正規定、第八條中長期信用銀行法第十七條の二の改正規定並びに第十二條中保険業法第四條第三項の改正規定、同法第三百條の二の改正規定及び同法第三百九條の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第二條（銀行法の一部改正に伴う経過措置） この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の銀行法（以下「旧銀行法」という。）第十六條の二第三項本文に規定する事由（銀行（銀行法第二條第一項に規定する銀行をいう。以下この條及び次條において同じ。）又はその子会社（銀行法第二條第八項に規定する子会社をいう。以下この條、次條、附則第五條及び第六條において同じ。）による旧銀行法第十六條の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式等（銀行法第二條第七項に規定する株式等をいう。以下この項及び附則第五條第一項において同じ。）の取得及び旧銀行法第十六條の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社としている銀行は、第一條の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）第十六條の二第十二項本文に規定する事由（銀行又はその子会社による同条第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得及び同条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により当該子会社対象会社（以下「旧銀行法」）の子会社として、同項の規定を適用する。この場合において、旧銀行法第十六條の二第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新銀行法第十六條の二第十二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧銀行法第十六條の二第四項本文に規定する場合には、当該子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社として、同項の規定を適用する。この場合において、旧銀行法第十六條の二第六項に規定する子会社となつた日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第三條 新銀行法第十六條の二第四項、第十三項（銀行が、現に子会社として同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する子会社対象銀行等に限定する。）に該当する子会社として、同条の規定を除く。）及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に銀行が旧銀行法第十六條の二第七項（同条第九項において準用する

の場合を含む。）、第八項ただし書又は第十項の規定による認可を受けて当該銀行又はその子会社が同条第一項第十二号の三に掲げる会社の議決権（銀行法第二條第六項に規定する議決権をいう。附則第六條において同じ。）を合算してその基準議決権数（旧銀行法第十六條の四第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第四條 この法律の施行の際現にされている旧銀行法第十六條の二第七項の規定による認可の申請は、従属業務（新銀行法第十六條の二第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この條において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあつては新銀行法第十六條の二第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新銀行法第五十三條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

第五條 この法律の施行の際現に旧銀行法第五十二條の二十三第三項本文に規定する事由（銀行持株会社（銀行法第二條第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この條及び次條において同じ。）又はその子会社による旧銀行法第五十二條の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得及び同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社として、銀行持株会社は、新銀行法第五十二條の二十三第三項本文に規定する事由（銀行持株会社又はその子会社による同条第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得及び同条第十一項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により当該子会社対象会社（以下「旧銀行法」）の子会社として、同項の規定を適用する。この場合において、旧銀行法第五十二條の二十三第二項ただし書に規定する事由の生じた日は、新銀行法第五十二條の二十三第三項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧銀行法第五十二條の二十三第三項本文に規定する場合には、当該子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社として、銀行持株会社については、当該子会社

社対象会社以外の外国の会社が当該銀行持株会社の子会社となつた日を、新銀行法第五十二条の二十三第五項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同条第七項から第九項までの規定を適用する。

第六条 新銀行法第五十二条の二十三第三項、第十二項（銀行持株会社が、現に子会社として）の同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としてしようとするときに係る部分を除く。及び第十五項の規定は、この法律の施行の際現に銀行持株会社が旧銀行法第五十二条の二十三第六項（同条第八項において準用する場合を含む）、第七項ただし書又は第九項の規定による認可を受けて当該銀行持株会社又はその子会社が同条第一項第十一号の三に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数（旧銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現にされている旧銀行法第五十二条の二十三第六項の規定による認可の申請は、従属業務（新銀行法第五十二条の二十三第一項第十号イに掲げる業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあつては新銀行法第五十二条の二十三第三項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新銀行法第五十三条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第四十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和三年六月二日法律第五四号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十九條の規定 公布の日
（銀行法の一部改正に伴う経過措置）
第六條 この法律の施行の際現に第六條の規定による改正前の銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けている者は、紛争解決等業務の種別（第六條の規定による改正後の銀行法（以下この条において「新銀行法」という。）第二條第三十一項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が銀行業務（新銀行法第二條第二十五項に規定する銀行業務をいう。）である指定紛争解決機関（新銀行法第二條第二十四項に規定する指定紛争解決機関をいう。）として新銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

（政令への委任）
第二十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第三十條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和四年六月一〇日法律第六一號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九條の規定 公布の日
附則（令和五年六月一四日法律第五三號）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十二條の規定及び第三百八十八條の規定 公布の日
二 第一条中民事執行法第二十二條第五號の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（二の膳本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三號の改正規定、同法第四百一十一條第一項第三號の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第五百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第十五條の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和五年六月一六日法律第六三號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七條、第十九條及び第二十條の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）
第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和五年一月二九日法律第七九號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
一 附則第六十八條の規定 公布の日
二 第一条中金融商品取引法第十五條第一項、第二十九條の四第一項、第三十三條の五第一項、第五十條の二第一項、第六十條の二第二項、第六十四條第三項、第六十四條の三第一項、第六十四條の七第六項、第六十六條の十九第一項、第八十條第二項、第八十二條第二項、第六六條の十二第二項、第五百五十五條の三第二項、第五百五十六條の四第二項、第五百五十六條の二十の四第二項、第五百五十六條の二十の十八第二項並びに第五百五十六條の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三條の二及び第三條の三第四項の改正規定、第二條の規定、第五條中農業協同組合法第十一條の六十六第一項、第九十二條の三第一項及び第九十二條の五の九第二項の改正規定、第六條中水産業協同組合法第八十七條の二第一項、第七十七條第一項及び第八十七條第二項の改正規定、第七條中協同組合による金融事業に関する法律第四條の四第一項、第六條の四及び第六條の五の十第二項の改正規定、第八條中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八條第五號、第九十條第五號及び第九十六條第一項の改正規定、第九條中信用金庫法第五十四條の二十三第一項、第八十五條の二の二及び第八十九條第十項の改正規定、第十條中長期信用銀行法第十三條の二第一項及び第十六條の七の改正規定、第十一條中労働金庫法第五十八條の五第一項、第八十九條の四及び第九十四條第六項の改正規定、第十二條中銀行法第十六條の二第一項、第五十二條の五十二第六號、第五十二條の六十の二第二項及び第五十二條の六十一の五第一項の改正規定、第十四條中保険業法第六六條第一項、第二百七十二條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項、第二百七十九條第一項、第二百八十九條第一項、第二百八十九條第一項及び第二百九十條第一項の改正規定、第十五條中資産の流動化に関する法律第七十條第一項の

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十二條の規定及び第三百八十八條の規定 公布の日
二 第一条中民事執行法第二十二條第五號の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（二の膳本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三號の改正規定、同法第四百一十一條第一項第三號の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第五百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第十五條の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和五年六月一六日法律第六三號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七條、第十九條及び第二十條の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）
第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和五年一月二九日法律第七九號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
一 附則第六十八條の規定 公布の日
二 第一条中金融商品取引法第十五條第一項、第二十九條の四第一項、第三十三條の五第一項、第五十條の二第一項、第六十條の二第二項、第六十四條第三項、第六十四條の三第一項、第六十四條の七第六項、第六十六條の十九第一項、第八十條第二項、第八十二條第二項、第六六條の十二第二項、第五百五十五條の三第二項、第五百五十六條の四第二項、第五百五十六條の二十の四第二項、第五百五十六條の二十の十八第二項並びに第五百五十六條の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三條の二及び第三條の三第四項の改正規定、第二條の規定、第五條中農業協同組合法第十一條の六十六第一項、第九十二條の三第一項及び第九十二條の五の九第二項の改正規定、第六條中水産業協同組合法第八十七條の二第一項、第七十七條第一項及び第八十七條第二項の改正規定、第七條中協同組合による金融事業に関する法律第四條の四第一項、第六條の四及び第六條の五の十第二項の改正規定、第八條中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八條第五號、第九十條第五號及び第九十六條第一項の改正規定、第九條中信用金庫法第五十四條の二十三第一項、第八十五條の二の二及び第八十九條第十項の改正規定、第十條中長期信用銀行法第十三條の二第一項及び第十六條の七の改正規定、第十一條中労働金庫法第五十八條の五第一項、第八十九條の四及び第九十四條第六項の改正規定、第十二條中銀行法第十六條の二第一項、第五十二條の五十二第六號、第五十二條の六十の二第二項及び第五十二條の六十一の五第一項の改正規定、第十四條中保険業法第六六條第一項、第二百七十二條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項、第二百七十九條第一項、第二百八十九條第一項、第二百八十九條第一項及び第二百九十條第一項の改正規定、第十五條中資産の流動化に関する法律第七十條第一項の

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十二條の規定及び第三百八十八條の規定 公布の日
二 第一条中民事執行法第二十二條第五號の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（二の膳本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三號の改正規定、同法第四百一十一條第一項第三號の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第五百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第十五條の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和五年六月一六日法律第六三號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七條、第十九條及び第二十條の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）
第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十二條の規定及び第三百八十八條の規定 公布の日
二 第一条中民事執行法第二十二條第五號の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（二の膳本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三號の改正規定、同法第四百一十一條第一項第三號の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第五百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第十五條の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 第十二条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の銀行法(以下この条において「第四号新銀行法」という。)第十三条の四において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第十二条の規定による改正前の銀行法(以下この条において「第四号旧銀行法」という。)第十三条の四において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新銀行法第十三条の四において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定預金等契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧銀行法第十三条の四において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定預金等契約の解除については、なお従前の例による。

3 第四号新銀行法第五十二条の二の五において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧銀行法第五十二条の二の五において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合には、なお従前の例による。

4 第四号新銀行法第五十二条の四十五の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧銀行法第五十二条の四十五の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一

項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

5 第四号新銀行法第五十二条の六十の十七において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧銀行法第五十二条の六十の十七において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合には、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (令和六年六月一九日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定並びに次条第二項並びに附則第三条第一項及び第六条から第十七条までの規定 令和八年一月一日